

長野市

道路台帳更新マニュアル

第 1.9 版

2024 年 6 月 30 日

目 次

1. 道路台帳補正基準	8
1-1 概要	8
1) 目的	8
2) 準拠規程等	8
3) 道路台帳にもとめられるもの	8
4) 長野市「共用空間データ」における道路台帳の役割	8
1-2 道路の管理フロー	9
1) 担当課の資料受渡しについて	10
2) 既存測量成果の利用について	11
1-3 長野市道認定基準	12
1) 幹線 1 級市道の基準	14
2) 幹線 2 級市道の基準	14
3) その他の市道の基準	14
1-4 路線名称と路線番号の設定基準	15
1-5 路線の起点・終点基準	17
1) 起終点の決定基準	17
2) 起点、終点位置の決定基準	18
3) 起終点地番の取得基準	20
1-6 現地測定基準	21
1) 道路幅員	21
2) 側溝と土留	23
3) 安全施設	24
4) 歩道	24
5) 転回広場	25
6) 橋梁	26
7) 境界	27
8) 国県道との管理界	27
9) 舗装区分と舗装界	28
10) 歩道種別基準	28
11) 歩道の舗装区分記号の表示基準	29
12) 曲率半径・横断勾配の表示基準	29
13) 長野市管理の反射鏡(カーブミラー)	30
14) 長野市管理の道路照明	30
15) 道路標識	30
16) マンホール	30
17) 施設の整理番号	31
18) 橋梁の旗揚げ表示方法	31

19) 鉄道との交差の旗揚げ表示方法	32
20) その他の施設の旗揚げ表示方法	32
21) 区間の要素と面積算出方法	33
22) 区間設定の条件	34
23) 徐々に幅員が変化する場合の区間設定	35
24) 幅員 1.5m 前後の区間設定	36
25) 規格改良済の設定	37
26) 自動車交通不能の設定	37
27) 重用路線の設定	38
28) 整形・不整形	39
29) 歩道・中央帯を有する道路の区間設定	40
30) みなし歩道の設定	40
31) 区間番号の設定	40
32) 区間延長の測定	41
33) 歩道延長の測定	41
34) 舗装種別の特殊な判定	42
35) 施設台帳	43
2. 道路台帳補正更新測量基準	44
2-1 道路台帳の補正更新測量	44
1) 航測法	44
2) 実測法	45
3) 1/500 地区と 1/1,000 地区	46
2-2 道路台帳補正更新測量の作業フロー	47
1) 航測法の場合	47
2) 実測法の場合	48
2-3 マスター一覧	49
2-4 道路台帳調書データのコード種別	49
1) 共通	49
① 更新フラグ	49
2) 区間マスター	49
① 道路種別(等級)	49
② 専用道路区分	49
③ 供用・重用区分	50
④ 区間種別	50
⑤ 改良・未改良区分	50
⑥ 現況(交通制限)区分	50
⑦ 路面区分	51
⑧ 鉄道との交差	51
⑨ 道路交差	51

⑩横断歩道橋	51
⑪地下横断歩道	52
⑫構造物の継続判別	52
⑬構造物の箇所判別	52
⑭車道分類	52
⑮歩道種別	52
⑯歩道植栽施設	52
⑰歩道形状区分	53
⑱中央帯形状	53
⑲中央帯植樹施設	53
⑳安全施設	53
3) 橋梁マスター	54
①橋梁種別	54
②橋梁路面位置	54
③一般有料区分	54
④現況	54
⑤永久非永久区分	54
⑥路面区分	55
⑦道路種別	55
⑧荷重制限	55
⑨橋梁上部工〔床版材料〕	55
⑩橋梁上部工〔構造形式〕	56
⑪橋梁上部工〔使用材料〕	56
⑫橋梁下部工〔基礎〕	57
⑬交差対象	57
⑭他域橋梁	57
⑮橋梁接続	57
⑯重要度	58
⑰下部構造分離	58
⑱緊急輸送道路	58
⑲交差条件	58
⑳適用基準	59
㉑耐震補強の状況	59
4) 踏切マスター	60
①交差種別	60
②交差方式	60
③専用区分	60
④独立専用自歩道	60
⑤単複区分	60
⑥鉄道線名コード	61

⑦鉄道事業者名コード	61
⑧踏切道種別	61
⑨警報遮断器	61
⑩見通し距離	61
⑪照明施設	62
⑫通報装置	62
⑬非常警報装置	62
⑭消火設備	62
⑮歩道等施設	63
⑯標識	63
⑰車止め	64
⑱側溝	64
⑲その他設備	64
⑳路面区分	64
5)トンネルマスター	65
①一般有料区分	65
②現況	65
③トンネル分類	65
④壁面区分	65
⑤拱	65
⑥換気施設	66
⑦照明施設	66
⑧通報装置	66
⑨側溝	67
⑩非常警報装置	67
⑪消火設備	67
⑫その他設備	67
⑬路面区分	68
6)道路交差マスター	68
①交差種別	68
②交差路線種別	68
③照明施設	68
④側溝	69
⑤通報装置	69
⑥非常警報装置	69
⑦消火設備	69
⑧路面区分	70
⑨車止め	70
⑩標識	70
⑪その他設備	71

7)スノーシェッドマスター	71
①シェッド種別	71
②その他設備	71
③安全施設	71
④一般有料区分	72
⑤換気施設	72
⑥現況	72
⑦構造形式	72
⑧消火設備	72
⑨照明施設	73
⑩側溝	73
⑪通報装置	73
⑫非常警報装置	74
⑬標識	74
⑭路面区分	75
8)横断歩道橋マスター	75
①橋種	75
②施設形式	75
③車止め	75
④消火設備	75
⑤照明施設	76
⑥側溝	76
⑦通行種別	76
⑧標識	77
⑨歩道橋種別	77
⑩路面舗装	78
9)地下横断歩道マスター	78
①その他設備	78
②工法	78
③施設形式	78
④車止め	78
⑤消火設備	79
⑥照明施設	79
⑦側溝	79
⑧地下道種別	79
⑨通行種別	79
⑩通報装置	80
⑪非常警報装置	80
⑫標識	81
⑬壁面区分	81

⑭路面区分.....81

1. 道路台帳補正基準

1-1 概要

1) 目的

本更新マニュアルは、道路法に基づき長野市が認定管理する道路の現況を調査し、長野市道路台帳(※)として恒久的に維持管理及び精度維持することを目的として作成されている。

※道路台帳は、道路法第二十八条に基づき、調書及び図面で構成される

2) 準拠規程等

本更新マニュアルに特に定めのない事項については、道路法、道路法施行規則、「市町村道事業の手引」「道路施設現況調査要項」その他関係法令に準ずる。

3) 道路台帳にもとめられるもの

道路法の規定に基づく道路の管理は、その道路の供用が廃止されるまで継続的に行われる。道路台帳は、その基礎資料として、広く多方面に利活用され得る図書としての役割を果たす。なお、その調製にあたっては備えるべき内容、構成等を十分検討し、測量の重複を避け、最小の費用で最大の効果をもたらすよう留意する。

4) 長野市「共用空間データ」における道路台帳の役割

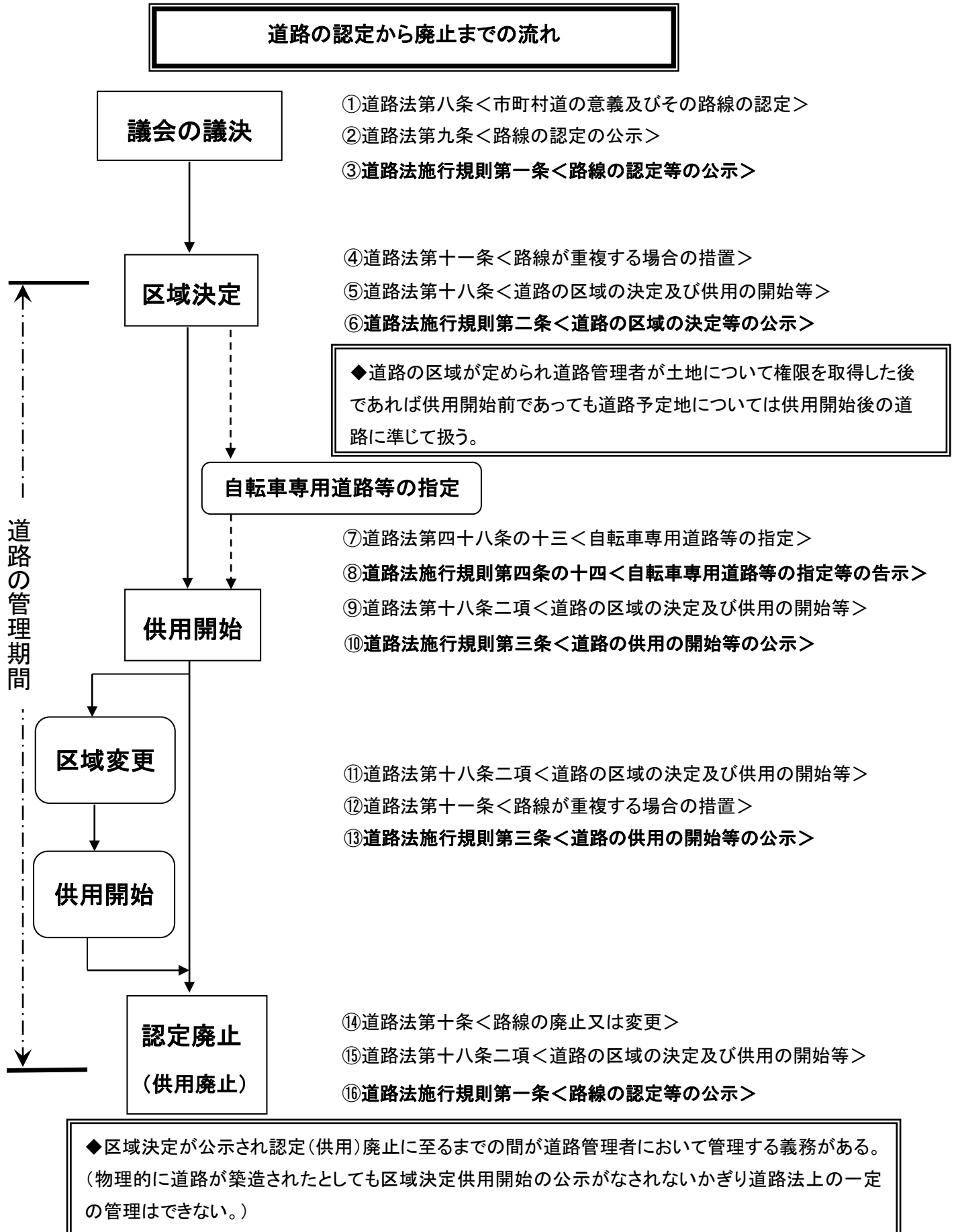
平成18年度に作成された「道路骨格データ」は、長野市「共用空間データ」における道路縁データの基準として作成された、「高精度の道路骨格データ」である。

また、平成19年度に作成された「道路台帳要素データ」は、上記「道路骨格(道路縁)データ」を位置基準として、道路台帳要素(起終点記号、側溝、道路部幅員、歩道幅員など)をデジタル入力したデータであり、従来の「1/500 及び 1/1,000 縮尺道路台帳図(マイラー原図)」に替えて、長野市の道路を管理するためのデータである。

これら「道路骨格データ」及び「道路台帳要素データ」は、毎年実施される「共用空間データ更新業務」において補正更新され、補正測量作業は「公共測量作業規程」におけるデジタルマッピング「レベル500」及び「レベル1,000」の精度で実施される。

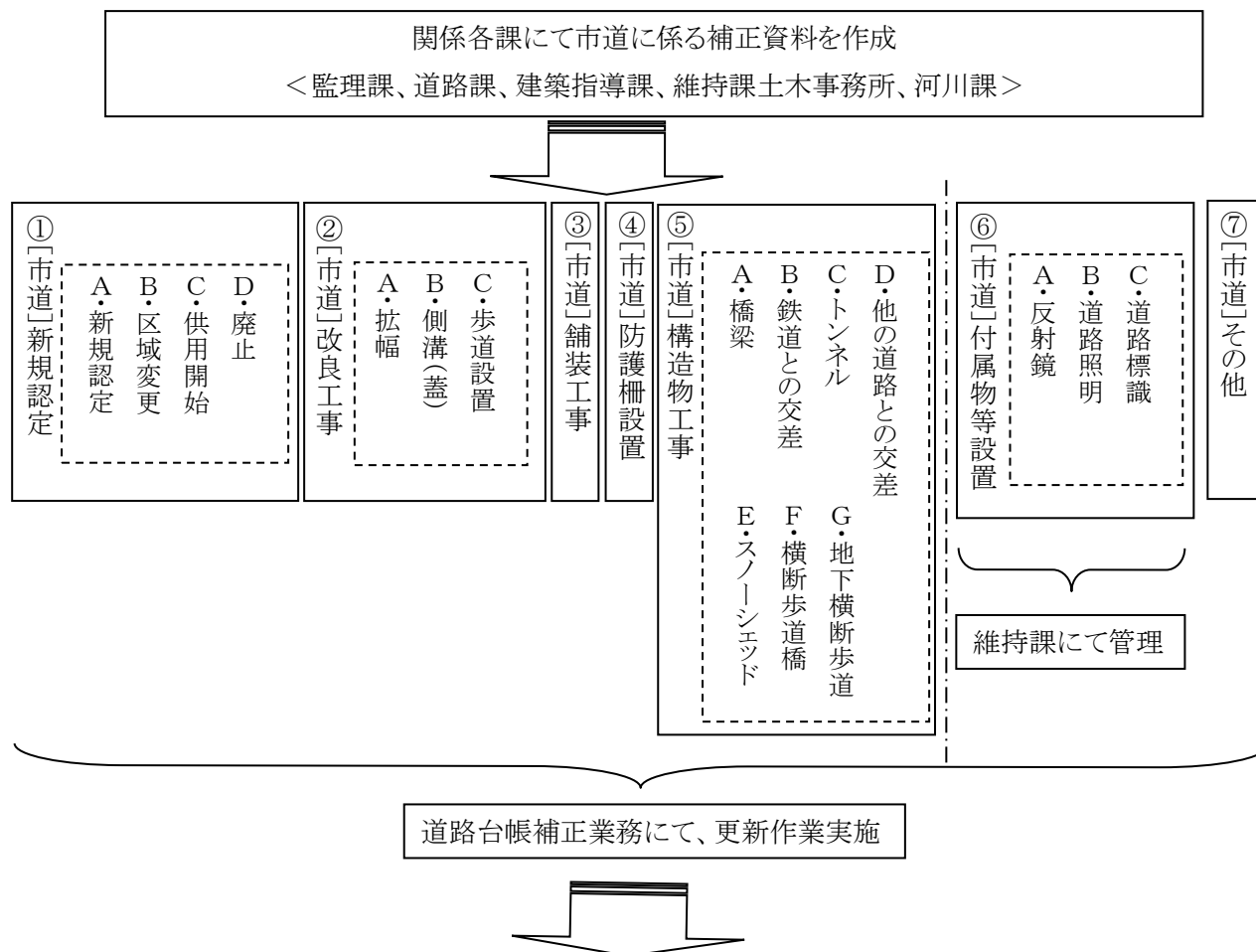
補正更新されたデータは、長野市「共用空間データ」における「道路骨格データ」並びに「道路台帳要素データ」として、幅広く利活用される。

1-2 道路の管理フロー



1)担当課の資料受渡しについて

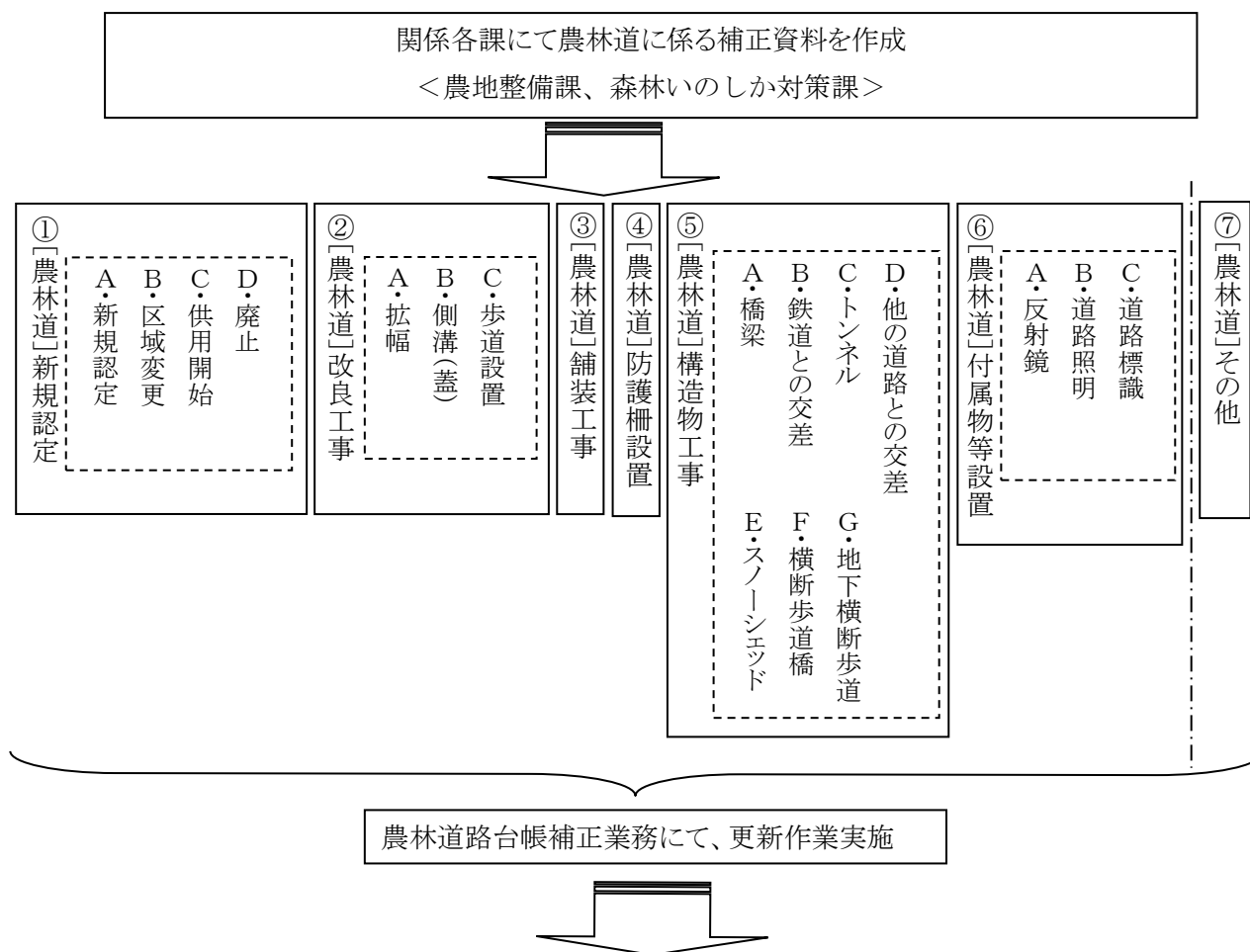
◆市道の場合



※長野市が作成した「補正対象リスト」から、補正業務数量等を算出する。

- ・特に、新規認定・廃止路線がリストから漏れていないか、十分に確認する。
- ・補正内容と補正箇所を明確にした、「補正対象リスト及び添付資料」を作成する。
- ・補正位置を示した補正箇所ポリゴン（補正箇所面データ）を作成する（年度ごと）。

◆農林道の場合



※長野市が作成した「補正対象リスト」から、補正業務数量等を算出する。

- ・特に、新規認定・廃止路線がリストから漏れていないか、十分に確認する。
- ・補正内容と補正箇所を明確にした「補正対象リスト及び添付資料」を作成する。
- ・補正位置を示した補正箇所ポリゴン（補正箇所面データ）を作成する（年度ごと）。

2) 既存測量成果の利用について

市道及び農林道補正において、既存の測量成果のうち公共測量作業規程及び測地成果 2011 に準じて作成された既存測量成果を利用できるものとする。

また、長野市道路台帳における 1/500 地区は「レベル 500」、1/1,000 地区は「レベル 1,000」以上の精度で作成された成果に限り、利用できるものとする。

※但し、当該測量成果を利用する場合は「概ね 3 年以内」に作成された測量成果とするともに、現地において当該測量成果と地形地物の経年変化確認作業を必ず行うこととする。

※既存測量成果の利用については、精度・作成時期・作成目的・測量項目など道路台帳補正業務での利用に適切であるか十分に検討すること。

1-3 長野市道認定規準

○市道の路線の認定等に関する規則

昭和41年10月16日長野市規則第69号

改正

昭和52年10月5日規則第21号

平成25年3月29日規則第34号

平成27年3月13日規則第7号

市道の路線の認定等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定による路線の認定並びに同法第10条第1項の規定による路線の廃止及び同条第2項の規定による路線の変更に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(路線の認定の基準)

第2条 新たに路線を市道に認定するときは、当該路線は次に掲げる要件のいずれかを具備しなければならない。

- (1) 主要な道路間を結ぶ路線であること。
- (2) 主要な道路と集落を結ぶ路線であること。
- (3) 集落間を結ぶ路線であること。
- (4) 公共施設に通ずる路線であること。
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為（以下「開発行為」という。）により設置された路線であること。

第3条 地域開発のため市長が特に必要と認めた路線については、前条の規定にかかわらず、市道に認定することができる。

第4条 住宅及び工場等の団地内の路線にあつては、第2条の要件を具備したもののうち最も主要と認められる路線を市道に認定することができる。

(路線の廃止の基準)

第5条 市道の路線（以下「市道路線」という。）の廃止は、当該路線が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 道路の新設、改良又は開発行為等により不要となる場合
- (2) 公益上特に廃止を必要とし、交通上かつ道路管理上支障がないと認められる場合

(3) 市道路線周辺の情勢の変化等により、これを廃止しても交通上かつ道路管理上支障がないと認められる場合

(路線の変更の基準)

第6条 市道路線の変更は、第2条から前条までの規定を準用する。

(市道の構造基準)

第7条 新たに認定又は変更する市道の有効幅員は、4.0メートル以上でなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた路線については幅員4.0メートル未満の市道について認定又は変更することができる。

第8条 前条に掲げるもののほか市道の構造の技術的基準は、道路法第30条第2項の規定により政令に定める市道の構造の技術的基準及び長野市道路の構造の技術的基準に関する条例（平成25年長野市条例第7号）に定める市道の構造の技術的基準に準ずるものとする。

(道路管理者以外の者が築造する道路の認定)

第9条 第2条から第4条まで及び前2条の規定は、道路管理者以外の者が築造し、又は築造しようとする道路を市道に認定する場合においても適用するものとする。

(道路敷の権原の帰属)

第10条 市道の道路敷及び構造物の所有権は、市に属さなければならない。ただし、所有者が市道として使用することを認め、誓約書又は覚書を取り交した場合はこの限りでない。

第11条 第9条の規定によつて市道となる道路の道路敷及び道路の構造物は市が寄附を受けるものとし、土地の分筆登記は寄附者において行い、所有権の移転登記は市において行うものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年10月5日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第34号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月13日規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

1) 幹線 1 級市道の基準

◆ 地方生活圏及び大都市圏域の基幹的道路網を形成するのに必要な道路で以下に該当する道路

- ① 都市計画決定された幹線街路及び補助幹線街路
- ② 主要集落(戸数 50 戸以上)とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路
- ③ 主要集落と主要交通流通施設、主要公益施設、または主要生産施設とを連絡する道路
- ④ 主要交通流通施設、主要公益的施設、主要生産施設または主要観光地の相互間において密接な関係を有するものを連絡する道路
- ⑤ 主要集落、主要交通流通施設、主要公益的施設又は主要観光地と密接な関係にある一般国道、都道府県道、または幹線 1 級市道を連絡する道路
- ⑥ 大都市または地方開発のため特に必要な道路

2) 幹線 2 級市道の基準

◆ 幹線 1 級市道以上の道路を補完する道路で、以下に該当する道路

- ① 都市計画決定された補助幹線街路
- ② 集落(戸数 25 戸以上)相互を連絡する道路
- ③ 集落と主要交通流通施設、主要公益的施設もしくは、主要な生産の場を結ぶ道路
- ④ 集落とこれと密接な関係にある一般国道、県道、または幹線 1 級市道とを連絡する道路
- ⑤ 大都市または地方開発のために必要な道路

3) その他の市道の基準

◆ 幹線 2 級市道以上の道路を補完する道路で、以下に該当する道路

- ① 都市計画決定された区画道路
- ② 主要集落及び集落内の生活道路
- ③ 市民生活に密着した道路で、市道認定基準に適合した道路

1-4 路線名称と路線番号の設定基準

1)	長野地区		
	長野北	...	10
	長野東	...	11
	長野西	...	12
	長野南	...	13
	長野中	...	14
	古里	...	20
	柳原	...	21
	浅川	...	22
	大豆島	...	23
	朝陽	...	24
	若槻	...	25
	長沼	...	26
	安茂里	...	27
	小田切	...	28
	芋井	...	29
	篠ノ井北	...	30
	篠ノ井中	...	31
	篠ノ井南	...	32
	松代東	...	40
	松代西	...	41
	若穂東	...	50
	若穂西	...	51
	川中島	...	60
	更北	...	70
	七二会	...	80
	信更	...	90
2)	豊野	...	91
3)	戸隠北	...	92
4)	戸隠南	...	93
5)	鬼無里北	...	94
6)	鬼無里南	...	95
7)	大岡	...	96
8)	信州新町	...	97
9)	中条	...	98
10)	農道路線番号	...	N(エヌ)から始まる番号
11)	林道路線番号	...	R(アール)から始まる番号

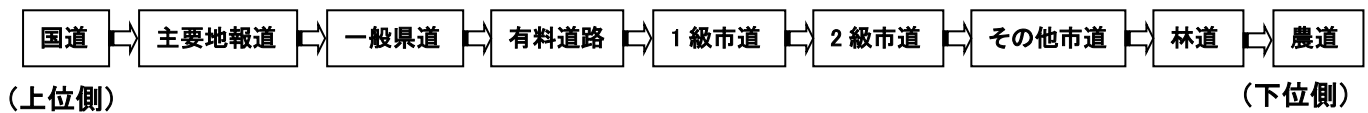


1-5 路線の起点・終点基準

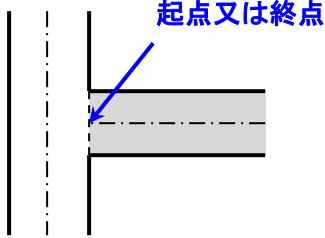
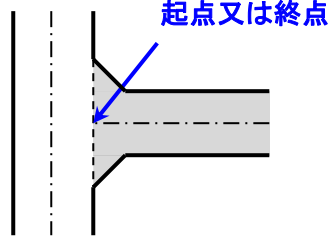
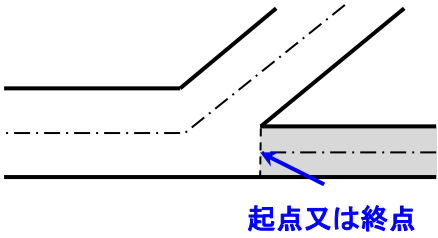
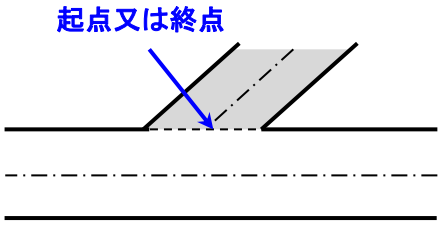
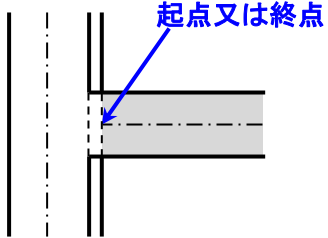
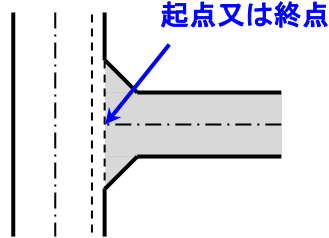
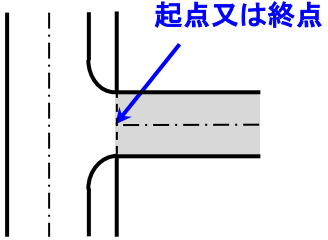
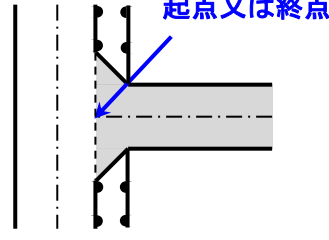
1) 起終点の決定基準

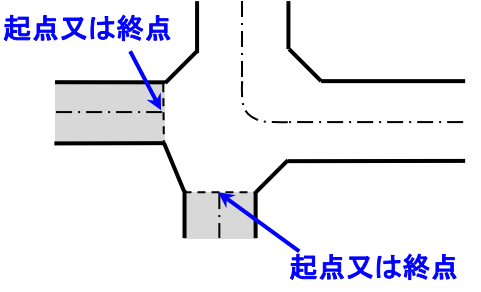
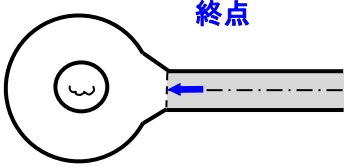
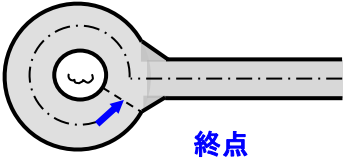
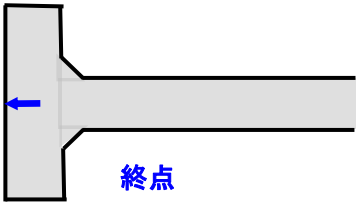
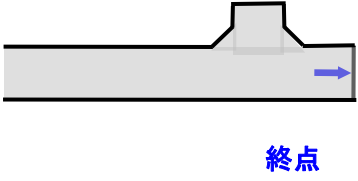
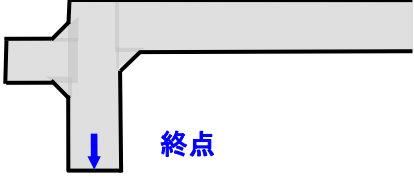
- ① 当該路線の両端が下記ランク図の路線に接続する場合は、上位の路線に接続する側を起点方とする。
- ② 当該路線の一方の端が下記ランク図の路線に接続していない場合は、道路に接続している側を起点方とする。
- ③ 当該路線の両端が下記ランク図の同位の路線に接続する場合、あるいは同一路線に接続する場合は、次の基準による。
 - a. 当該路線が概ね南北に通じる場合は、北に位置する端を起点方とする。
 - b. 当該路線が概ね東西に通じる場合は、西に位置する端を起点方とする。
- ④ 林道の起点、終点は長野市の指示による。

ーランク図ー



2) 起点、終点位置の決定基準

① 隅切が無い場合 	② 隅切が有る場合 
③ 斜め交差の場合(1) 	④ 斜め交差の場合(2) 
⑤ 側溝(蓋無し)が有る場合 	⑥ 側溝(蓋有り)が有る場合 
⑦ 歩道が有る場合 	⑧ 用水路が有る場合 

⑨ 変則交差の場合 	⑩ 終点位置特殊例(1) 
⑪ 終点位置特殊例(2) 	⑫ 終点位置特殊例(3) 
⑬ 終点位置特殊例(4) 	⑭ 終点位置特殊例(5) 

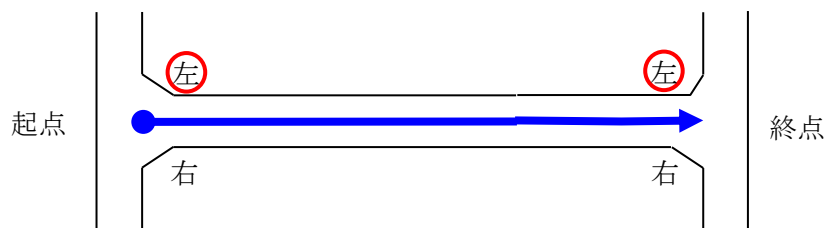
3)起終点地番の取得基準

①起点、終点地番のとり方

- a. 原則として、起点から終点に向かって、起点部・終点部の左側に接する筆の地番を起点・終点地番とする。
- b. 左側地番が無地番あるいは不適當の場合は、右側地番とする。
この場合は、地番の後ろに『(右)』をつける。
- c. 左右とも無地番の場合は、下記例に準じて表示する。

例 1) 官有無地番地先

例 2) ○○川左岸堤防敷地先



②他市町村に入る起点・終点の地番

- a. ○○町地先と表示する。

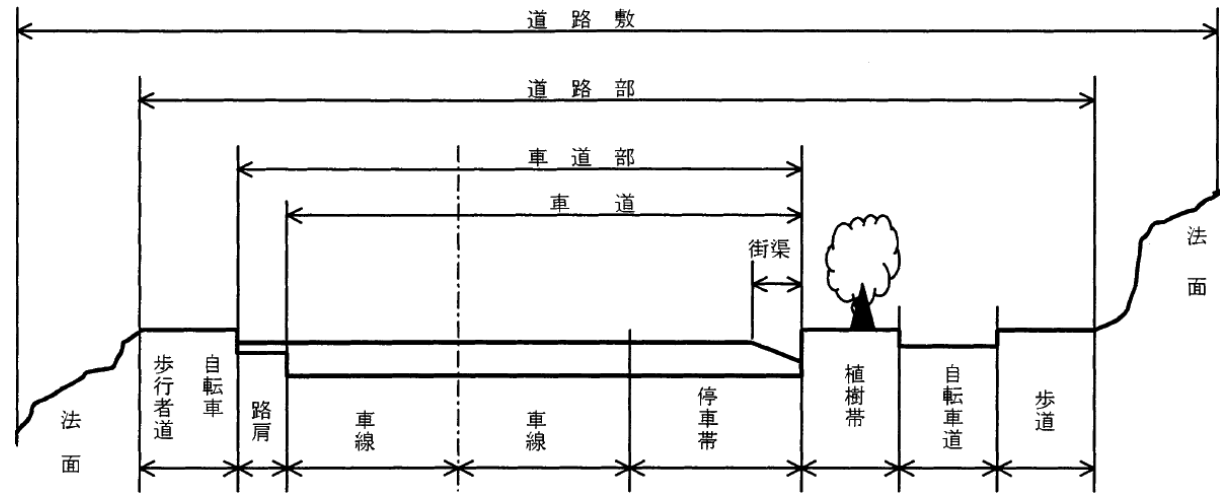
③隣接する地番が不明の場合

- a. 前後の地番がわかる場合…大字○○字○○ ×××地先 とする。(×××は前後の地番)
- b. 前後の地番が不明な場合…大字○○字○○地先 あるいは 大字○○地先 とする。

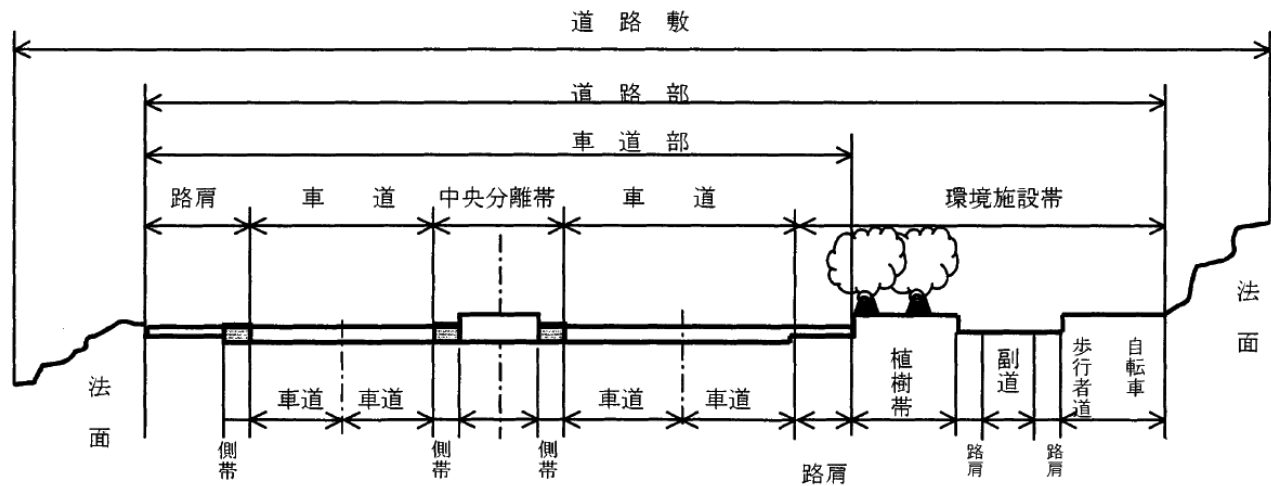
1-6 現地測定基準

1)道路幅員

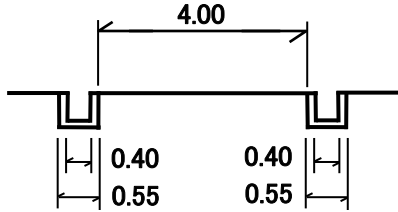
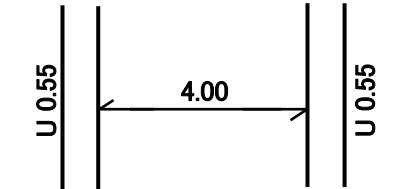
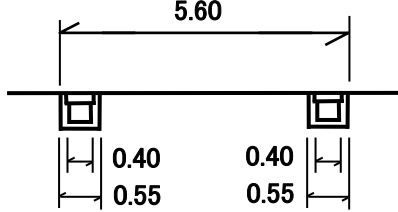
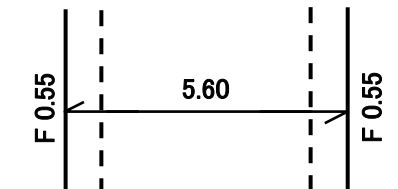
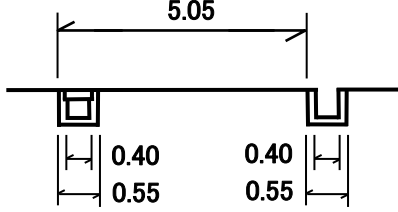
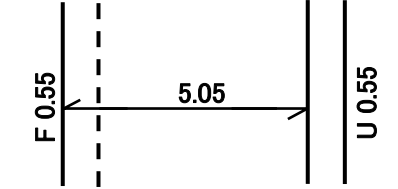
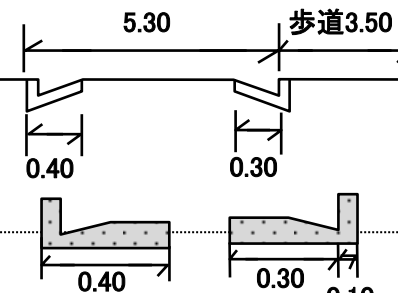
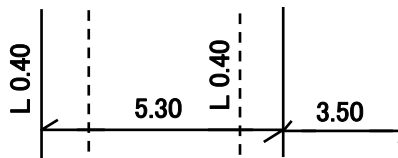
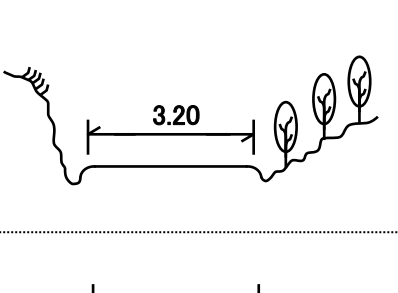
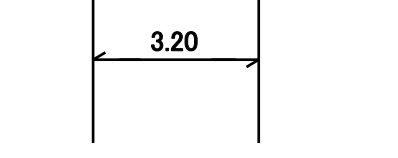
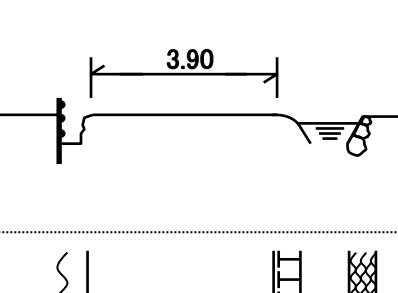
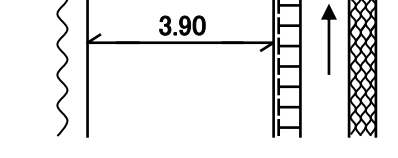
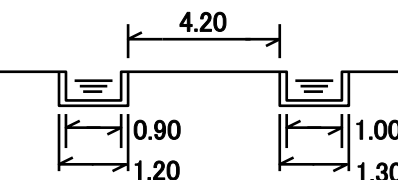
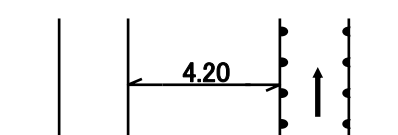
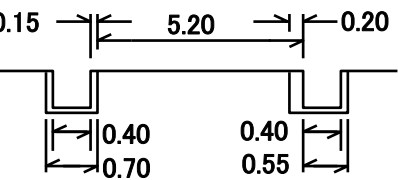
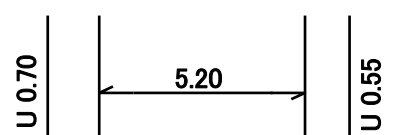
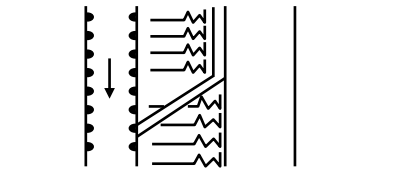
① 2 車線の場合



② 4 車線の場合

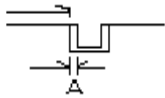
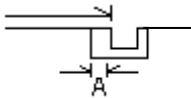
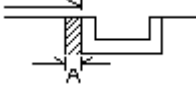
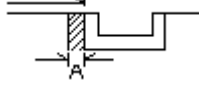
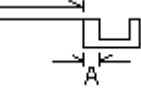
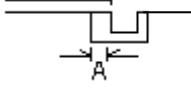
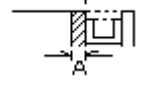
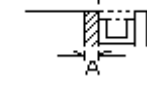
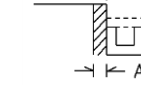
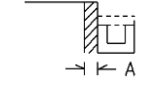
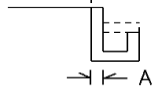
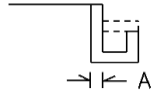
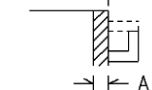
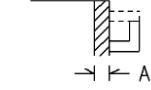


③通常の場合	④盛土・切土の場合	⑤土留の場合

⑥U字溝(U)が有る場合  	⑦蓋付U字溝(F)が有る場合  	⑧U・F両方が有る場合  
⑨U字溝(L)が有る場合  	⑩山地の素堀が有る場合  	⑪用水路が有る場合  
⑫用水路と側溝の区分 道路脇の3面コンクリート用水路は、内寸が1m未満のものは側溝として扱う  	⑬側溝の厚み 側溝の道路側の厚みが、20cm以上有る場合は、厚みを道路部に含める  	⑭側溝と道路の関係 道路から離れる側溝も、系統的なものは側溝として扱う  

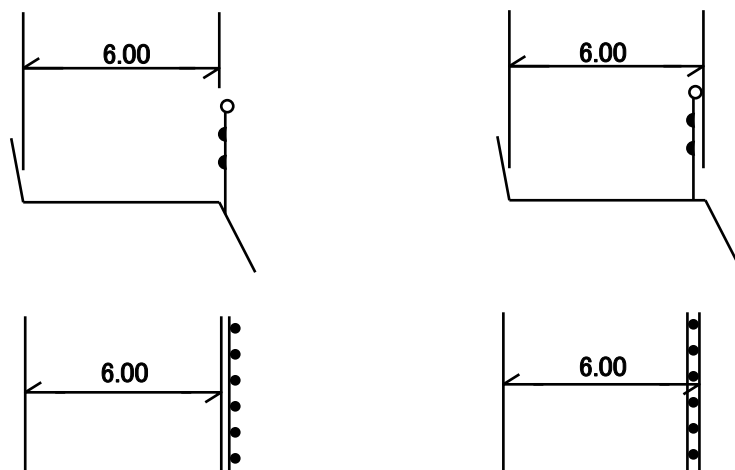
※道路縁に設置されているアスカープは、その厚みを道路部幅員に含める。

2)側溝と土留

	A が 20cm 未満の場合	A が 20cm 以上の場合	備 考
1			土留が無い場合
2			土留と側溝の境界が明確な場合
3			土留と側溝の境界が不明確な場合
4			蓋を設置すると車道とフラットになる場合
5			蓋を設置しても車道とフラットにならない場合
6			土留と側溝が一体化している場合 車道とフラットにならない場合
7			土留と側溝が分離している場合 車道とフラットにならない場合

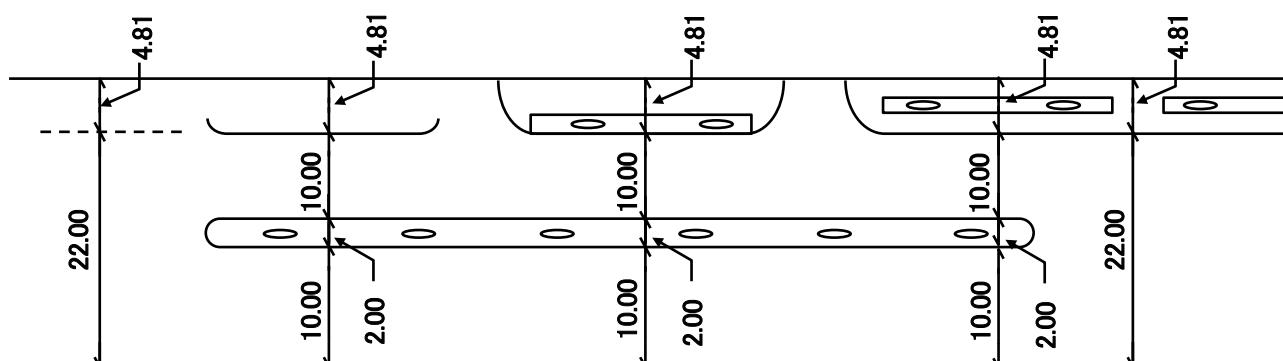
3)安全施設

道路縁と安全施設が近接している場合でも、それぞれ転位させずに真位置で取得する。

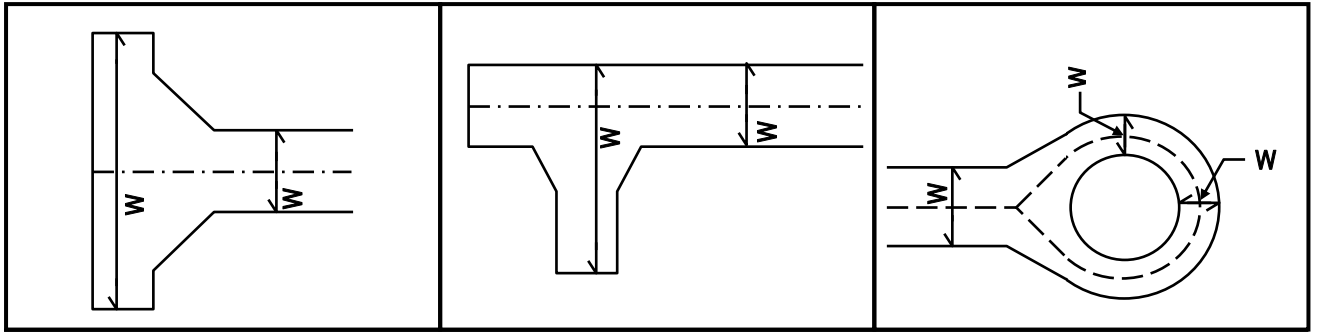


4)歩道

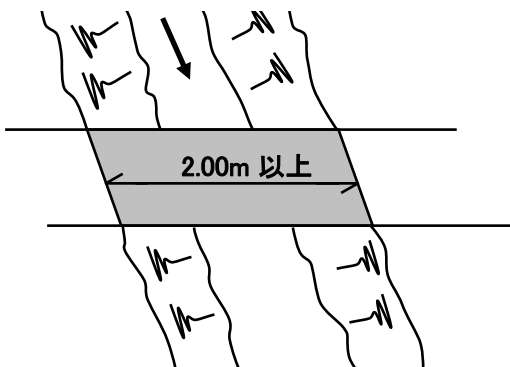
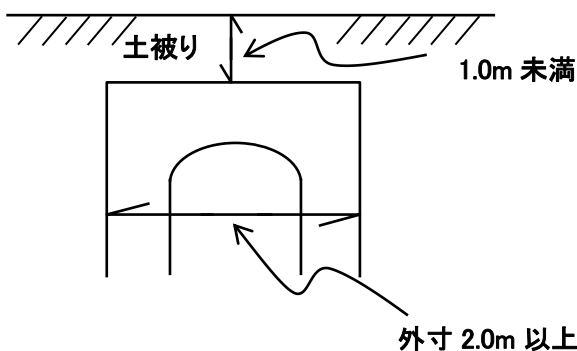
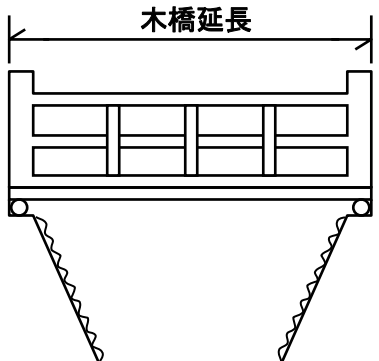
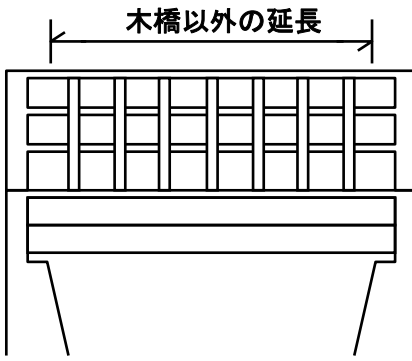
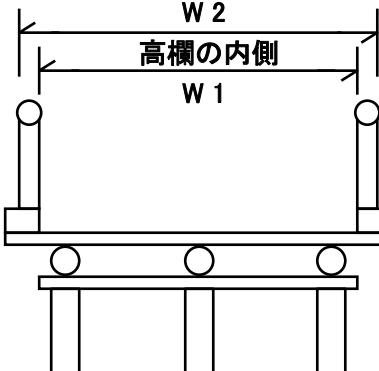
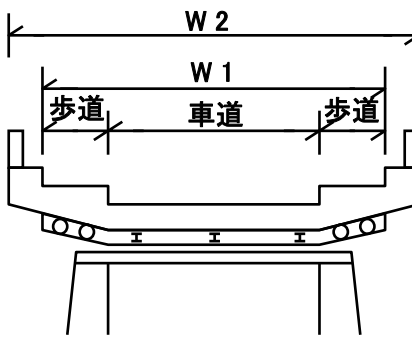
①マウンドアップの場合	②防護柵の場合	③駒止の場合



5) 転回広場



6) 橋梁

① 橋 梁 取 得 基 準		
1 橋長 2m 以上のものについて、道路法の橋として扱う 2 2m 未満の橋も、管理上必要な場合は橋として表示する 3 橋長は、橋の中心線上での長さとする 	橋と暗渠構造物の区分基準として、土被り 1m 未満を橋、土被り 1m 以上を暗渠構造物とする 	
② 橋 梁 取 得 基 準 (延 長)		
		
③ 橋 梁 取 得 基 準 (幅 員)		
		

7)境界

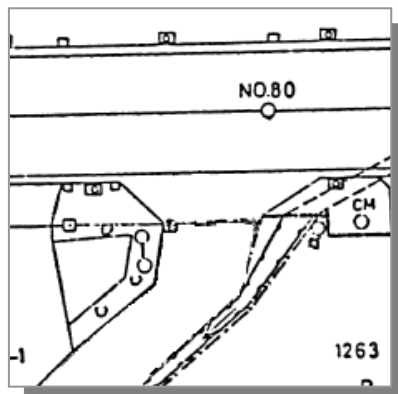
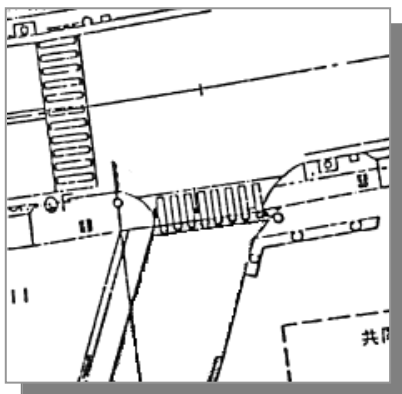
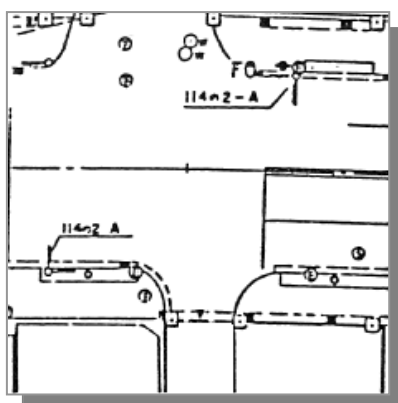
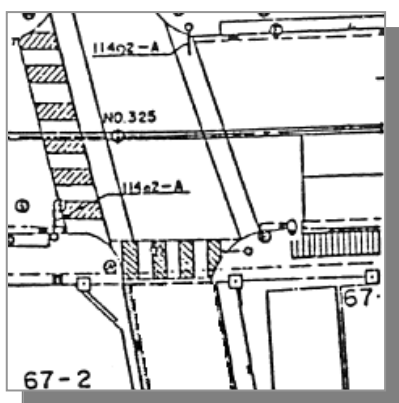
道路台帳図の境界等の表示は次の通り。

1. 隣接市町村との境界
 - a 資料等で明瞭に分かる部分について表示する。
 - b 境界を表示しない部分は、市域の表示が不足しないように、余裕を持たせて図を表示する。
2. 隣接市町村と連絡する道路の管理界
 - a 長野市の指示による。
3. 大字界
 - a 長野市共用空間データの「大字界データ」を表示する。
4. ブロック界
 - a 長野市の示す資料により、「ブロック界データ」を表示する。
5. 道路の敷地界
 - a 特別な指示があったとき以外、敷地界は調査並び表示はしない。

*国県道等との管理界については、別途[国県道との管理界]による。

8)国県道との管理界

国県道道路台帳(国土交通省、建設事務所より受領)により、下記のパターン図に従い管理界を決定する。



※複雑な交差点など、図上で判断不能の場合は長野市と協議して決める

9) 舗装区分と舗装界

1. 舗装区分と舗装界

舗装区分と舗装界は、市農林道について台帳図に表示する。

2. 舗装区分

a 道路の横断方向において舗装区分が異なる場合は、路線の前後の状況からどちらかに決める。

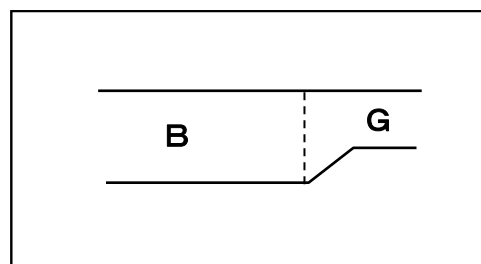
b 旗上げ表示をする次のものは、舗装区分記号を表示する。

橋梁 鉄道との交差 トンネル 他の道路との交差 スノーシェッド

c 高級舗装の箇所は長野市の指示による。

3. 舗装界

a 舗装界は道路の舗装種別が変わる境界部分を
ライン(破線表示)で取得する。



b 市農林道と他の道路との管理界で舗装が変わる
場合は、その舗装界は表示しない。

4. 歩道の舗装区分

別途 [歩道の舗装区分記号の表示基準] による。

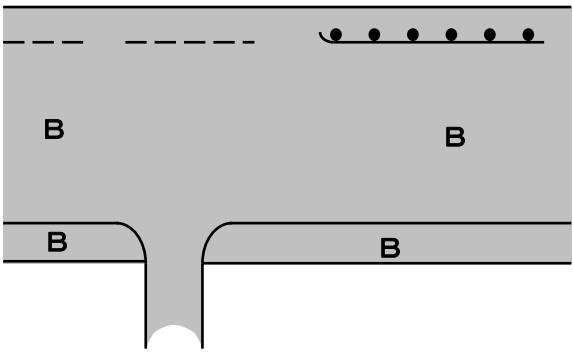
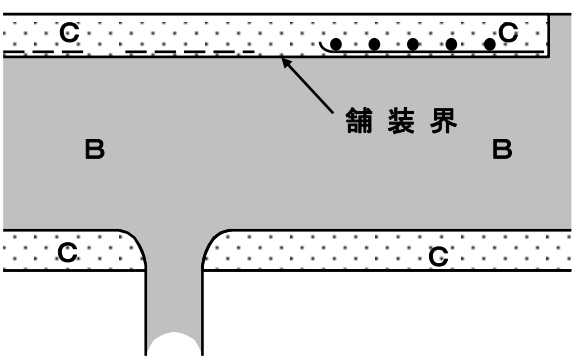
10) 歩道種別基準

種別		基準
独立専用自歩道	自転車歩行者専用道路	長野市より指示のあったもの
	自転車専用道路	
	歩行者専用道路	
部分自歩道	歩道	幅員 0.75m 以上で、車道部に併設されているもの
	歩道+自転車道	専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は さくその他これに類する工作物により区画して設けられたもの
	自転車歩行者道	マーキング等により歩行者道と自転車道を区分しているもの
	歩道等分離	人家等の障害物により車道部から離れて設けられたもの

※幅員が 0.75m 未満のものは歩道として扱わない。

※歩道は歩車道境界で表示する。

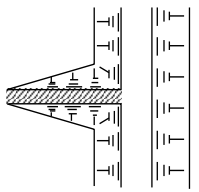
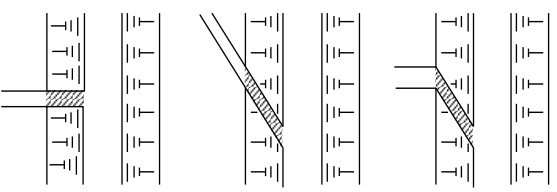
11) 歩道の舗装区分記号の表示基準

歩道の舗装が 車道と同じ 場合の表示例	安全施設 の歩道 駒 止		歩道への舗装区分記号の表示を省略してもよい
	マウンドアップ の歩道		歩道へ舗装区分記号を表示する
歩道の舗装が 車道と異なる場合の表示例	安全施設 の歩道 駒 止		歩道へ舗装区分記号を表示する *始末端部に舗装界を表示する *間断部が長い場合は舗装界を表示する
	マウンドアップ の歩道		歩道へ舗装区分記号を表示する

12) 曲率半径・横断勾配の表示基準

区 分	表示対象	市 道		農 道 ・ 林 道
		1・2 級路線	その他路線	
曲率半径	半径 30m 未満	1 路線中の該当箇所全部を表示する	1 路線中の最少箇所 1 箇所を表示する	
縦断勾配	勾配 8%以上	1 路線中の該当箇所全部を表示する (千曲川・犀川の堤防部も対象)	1 路線中の最大箇所 1 箇所を表示する (千曲川・犀川の堤防部は改良部を除き非対象)...下図参照	

- a 1 路線中に同値の最小曲率あるいは最大勾配がある場合は、起点方のものを表示する。(1、2 級路線は全て表示)
- b 勾配の符号は起点から終点にむかい、上り勾配は + 、下り勾配は - を付ける。
- c 勾配は図上に表示されている等高線、標高値等により測定算出する。

対象とする	対象としない
	

勾配区間

13)長野市管理の反射鏡(カーブミラー)

- a 長野市で管理している市道の反射鏡について、表示を行う。
※特に指示があった場合は、維持課で付与しているキーコードの入力を行う。
- b 森林農地整備課で管理している農林道の反射鏡について、表示を行う。
- c 入力位置はポールの位置とし、「道路台帳要素入力マニュアル」に従い、データの入力を行う。
- d 区間マスターには、数量としてポールの本数を入力する。

14)長野市管理の道路照明

- a 長野市で管理している市道の道路照明について表示を行う。道路照明として管理されていない防犯灯などの照明は対象外とする。
※特に指示があった場合は、維持課で付与しているキーコードの入力を行う。
- b 森林農地整備課で管理している農林道の道路照明について、表示を行う。
- c 入力位置はポールの位置とし、「道路台帳要素入力マニュアル」に従い、データの入力を行う。
- d 区間マスターには、数量としてポールの本数を入力する。

15)道路標識

- a 警戒標識、規制標識、指示標識、案内標識、道路情報板について、表示を行う。それ以外の標識については対象外とする。
※特に指示があった場合は、維持課で付与しているキーコードの入力を行う。
- b 入力位置はポールの位置とし、「道路台帳要素入力マニュアル」に従い、データの入力を行う。
- c 区間マスターには、数量としてポールの本数を入力する。

16)マンホール

- a マンホールは道路上のものを表示する。
- b マンホールは、蓋の直径が 45cm 以上のものを表示する。
- c マンホールは、「道路台帳要素入力マニュアル」に従い、データを取得する。

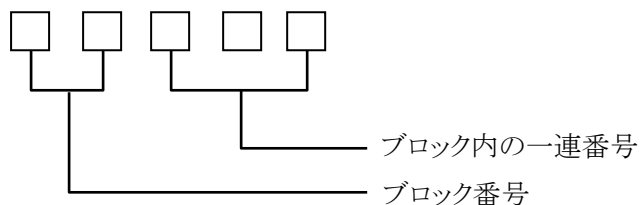
17) 施設の整理番号

1. 施設台帳等を作成する次の施設に国土交通省コードとは別の管理用の整理番号を付与する。

- | | |
|------------------|-----------|
| ① 橋梁(橋長 2.0m 以上) | ⑤ スノーシェッド |
| ② 鉄道との交差 | ⑥ 横断歩道橋 |
| ③ トンネル | ⑦ 地下横断歩道 |
| ④ 他の道路との交差 | |

2. 整理番号の取得基準

- ブロックを1付番単位として、上記①～⑦の施設毎に 001 ～の一連番号を振る。
- 施設を持つ路線の道路種別(市道、農道、林道の別)は考慮しない。
- 番号は次のように、5桁で表示する。



18) 橋梁の旗揚げ表示方法

		道路台帳図への表示
橋梁	整形	
	不整形	

1. 橋梁の平面形状が不整形の場合、幅員(W)は面積を延長(L)で除して求める。

この場合は平均幅員値を () 書きで表示する。

※他の施設の旗上げも同様にする。

19) 鉄道との交差の旗揚げ表示方法

	道路台帳図への表示
鉄道との交差	鉄道との交差 $W=2.08$ $L=7.06$ 50008 〇〇踏切

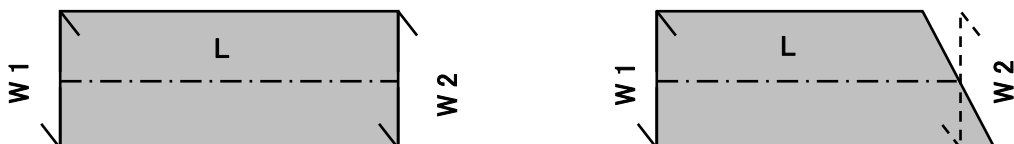
20) その他の施設の旗揚げ表示方法

	道路台帳図への表示
トンネル	トンネル $W=2.52$ $L=9.81$ 11072 〇〇トンネル
他の道路との交差	他の道路との交差 $W=3.63$ $L=12.50$ 30003 〇〇〇

21) 区間の要素と面積算出方法

1. 区間の形状が「整形」の場合

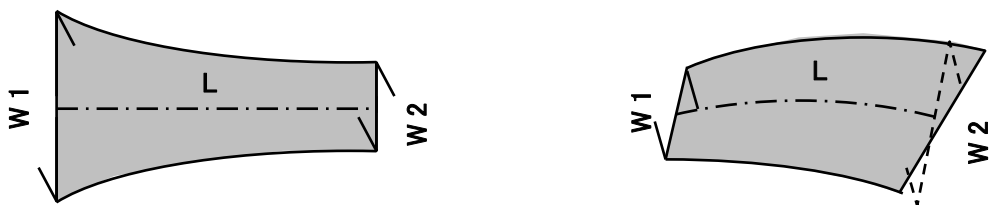
- a. 幅員 (W1,W2) 図上読定値あるいは図上表示値 (現地測定値)
- b. 延長 (L) GIS(地理情報システム)ソフトによる計測値
- c. 平均幅員 (W) 計算値 $[W=(W1+W2)/2]$
- d. 面積 (S) 計算値 $[S=W*L]$



2. 区間の形状が「不整形」の場合

- a. 幅員 (W1,W2) 計算値 $[W=L/S]$
- b. 延長 (L) GIS(地理情報システム)ソフトによる計測値
- c. 平均幅員 (W) 計算値 $[W=L/S]$
- d. 面積 (S) 計算値 $[GIS(地理情報システム)ソフトによる求積計算]$

したがって 実延長面積調書の不整形区間は、平均幅員(W)*延長(L) ≠ 面積(S)となる



3. 調書表示の幅員値

- a. 「道路台帳調書」「農道台帳」「林道台帳」の最小車道幅員
. . . . 当該路線の全 W1, W2 の最小車道値を表示
- b. 「実延長面積調書」「農道実延長面積調書」「林道実延長面積調書」の平均幅員
. . . . 当該区間の W を表示
- c. 「認定路線調書」「農道調書」「林道調書」の最大幅員・最小幅員
. . . . 当該路線の全 W1, W2 の最大値・最小値を表示

22) 区間設定の条件

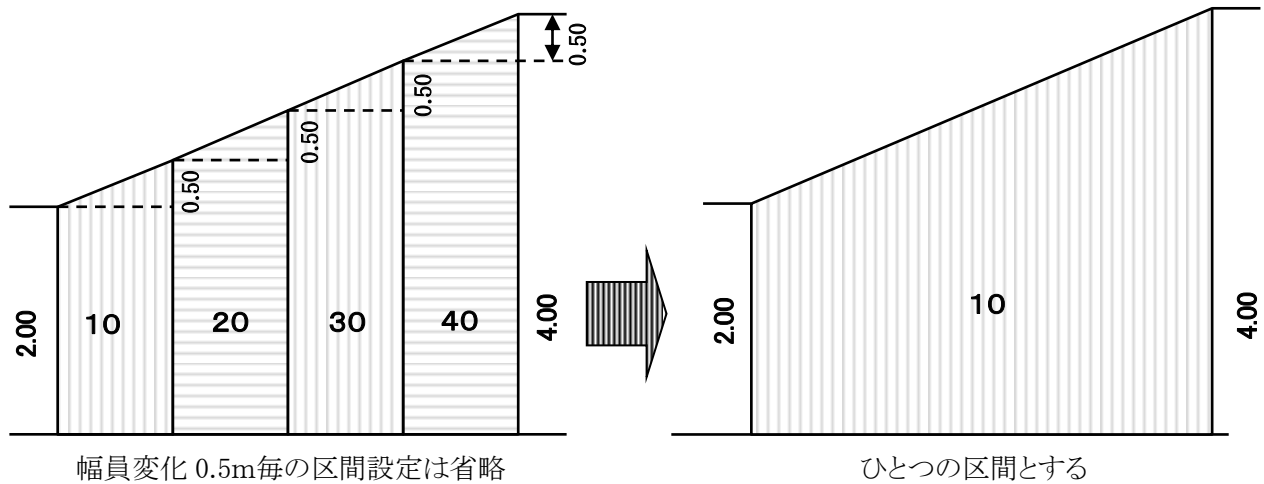
◆ 区間は下記の条件が該当する箇所で設定する。

- a. 車道の幅員が 0.5m 以上変化する箇所
- b. 他の道路を重用する箇所
- c. 道路の供用・未供用が変化する箇所
- d. 道路の改良・未改良が変化する箇所
- e. 自動車交通不能区間
- f. 舗装種別が変化する箇所
- g. 幅員 1.5m 前後で変化する区間の境界
- h. 歩道・中央帯の有る箇所及び歩道の種別が変化する箇所
- i. 橋梁・鉄道との交差・トンネル・他の道路との交差等の箇所
- j. 道路の区間長は 100m 以下を原則とする
- k. その他必要な箇所

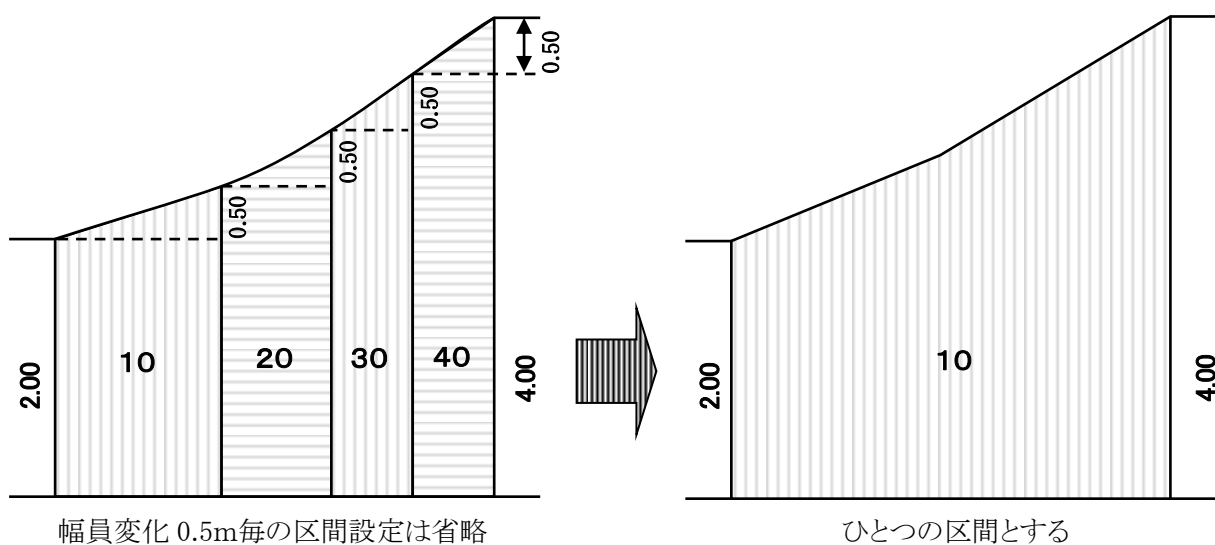
23) 徐々に幅員が変化する場合の区間設定

◆以下の何れの場合も、徐々に幅員が変化しているため、幅員変化 0.5m毎の区間設定は省略し、GIS(地理情報システム)ソフトによる計測とする。

1. 変化が直線的



2. 変化が曲線的



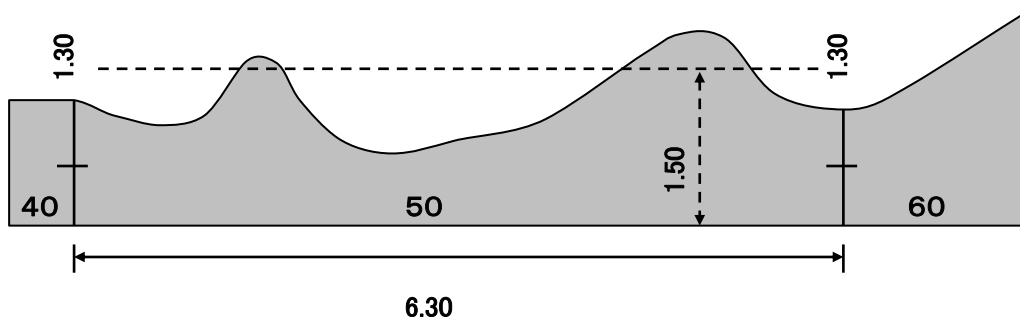
24) 幅員 1.5m 前後の区間設定

◆幅員が 1.5m 前後で変化している道路の区間設定の扱い方(地方交付税の関連による)

区間の平均幅員で $1.5\text{m} < \text{以上 or 未満} >$ が決まるので、区間設定はこの点を考慮し 1.5m 以上(未満)から 1.5m 未満(以上)に変化する箇所に区間線を設定するのが望ましいが、実務上困難である。

このため次の図例に示すように、実際には 1.5m 未満である道路が 1.5m 以上にならないような位置に区間線を設定するよう努める。

例-1

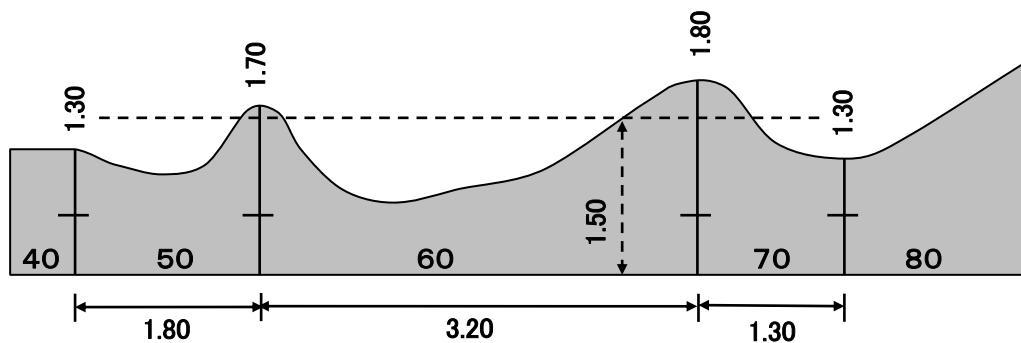


区間の平均幅員

$$50 \quad (1.30 + 1.30) \div 2 = 1.30$$

平均幅員 1.5m 未満 の延長が 6.30 となる

例-2



区間の平均幅員

$$50 \quad (1.30 + 1.70) \div 2 = 1.50$$

$$60 \quad (1.70 + 1.80) \div 2 = 1.75$$

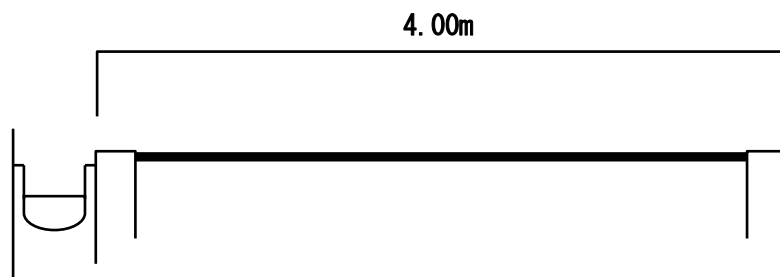
$$70 \quad (1.80 + 1.30) \div 2 = 1.55$$

平均幅員 1.5m 以上 の延長が 6.30 となる

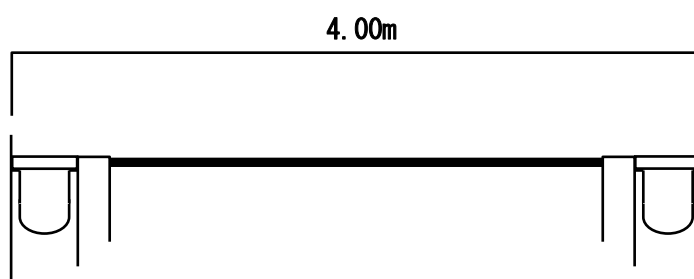
25)規格改良済の設定

◆次の基準を満たしている路線部分を規格改良済とする。

1. 道路部幅員が 4.0m 以上有り、下記の a, b を満たすもの



2. 両側または片側に蓋付側溝が設置され、側溝を含めた幅員が 4.0m 以上有り、下記の a, b を満たすもの



- | | |
|---|-------------------|
| a | 最小曲率半径が 15m 以上のもの |
| b | 最大縦断勾配が 11%以内のもの |

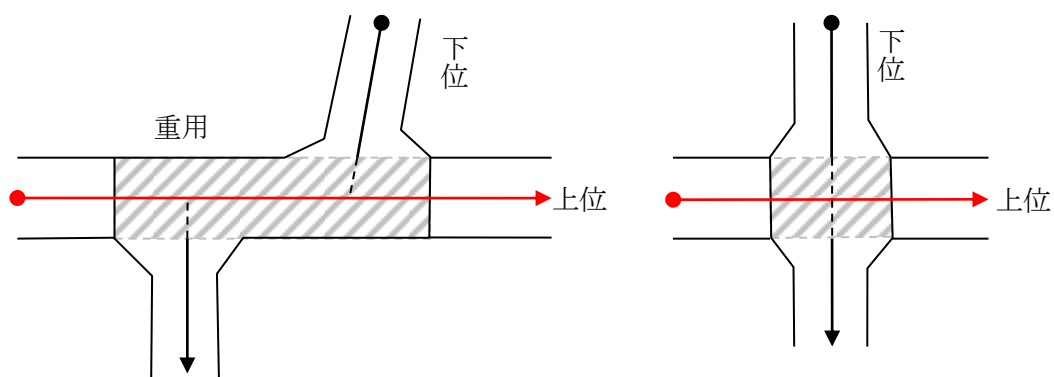
26)自動車交通不能の設定

◆次の基準の何れかに該当する路線部分を自動車交通不能区間とする。

1. 道路部の幅員が 2.5m 未満の区間
2. 階段の区間、車止めに挟まれた区間
3. 規制標識等により自動車通行が禁止されている区間
4. 独立専用自歩道
5. 長野市が特に指定した区間

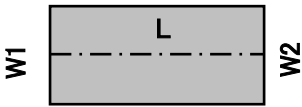
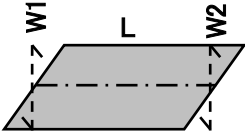
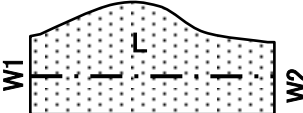
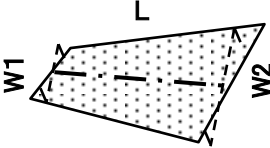
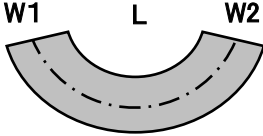
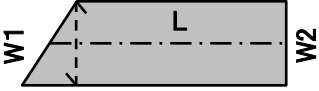
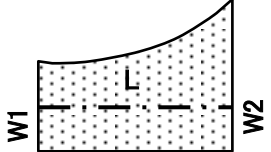
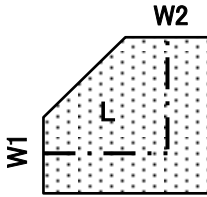
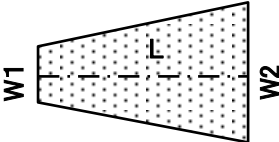
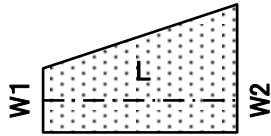
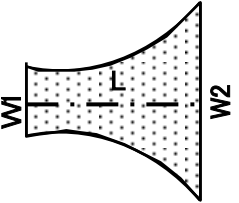
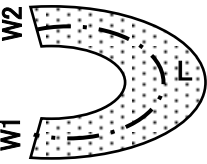
27) 重用路線の設定

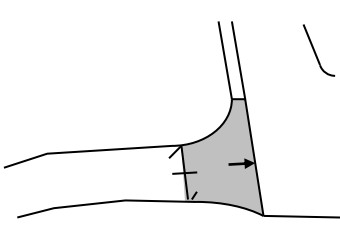
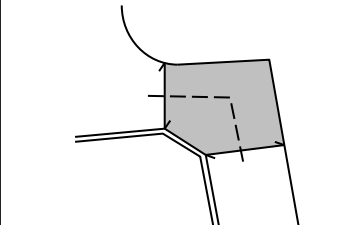
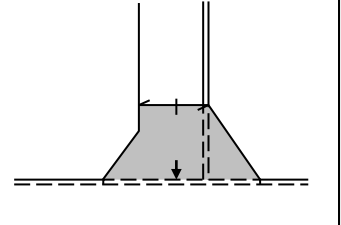
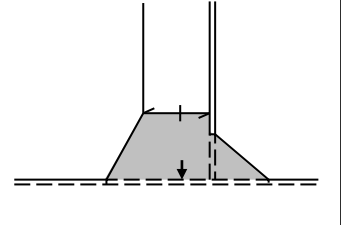
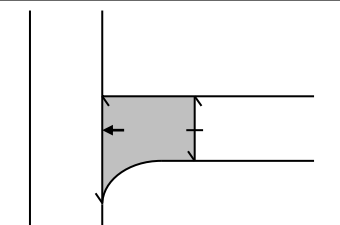
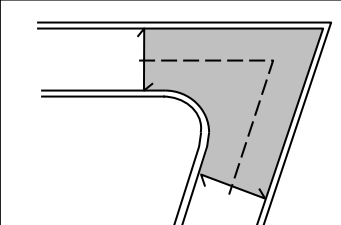
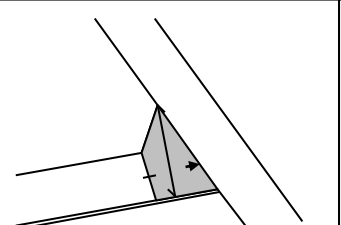
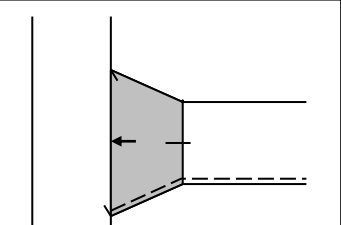
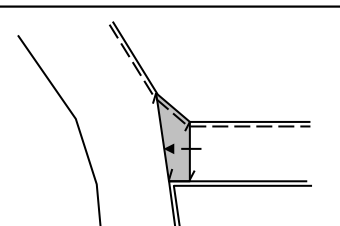
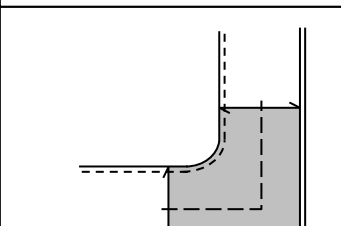
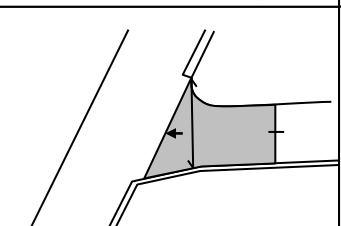
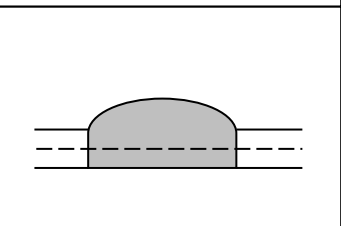
1. 路線が交差する場合、交差部分は下位路線が上位路線を重用しているものとする。
2. 路線の上位・下位は、[起終点の決定基準]のランク図による。
3. 同位の路線間の場合は、基本的に路線番号の若い路線を上位とする。
4. 国県道との交差は1, 2級市道及び林道を除き重用させない。
5. 重用区間は、原則として上位路線の道路部線上を区域界とする。但し側溝開渠等が布設してある場合には開渠を含めて区間を設定する。



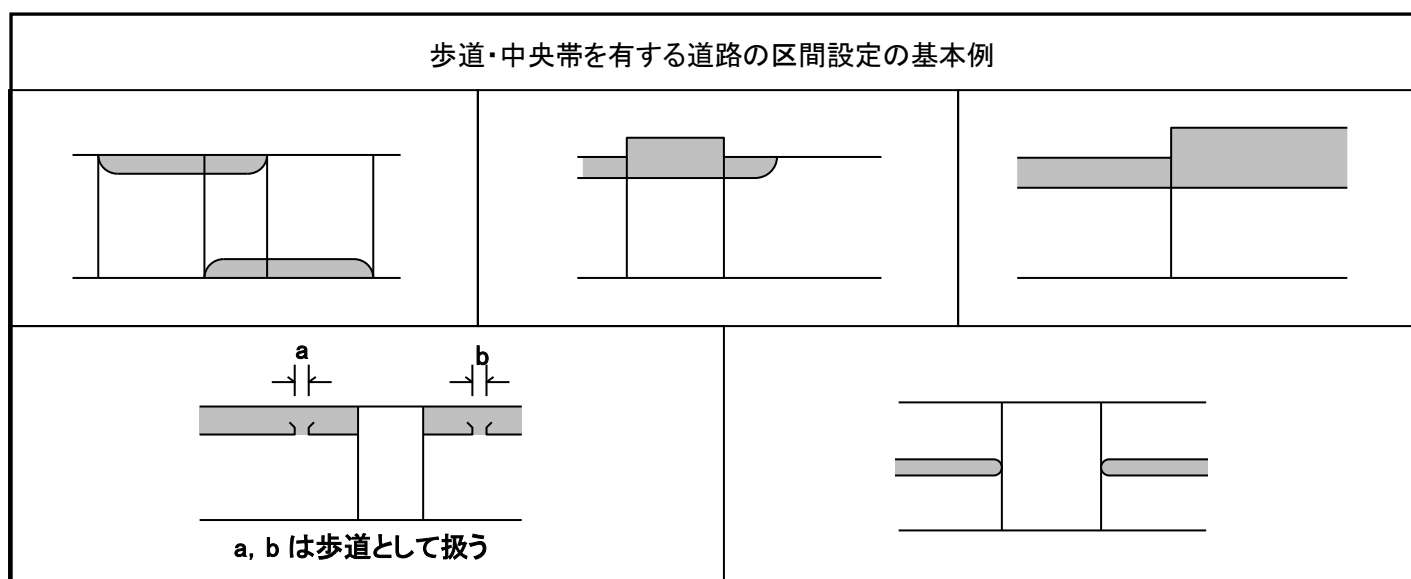
※交差部の延長・面積は上位路線に含める。

28) 整形・不整形

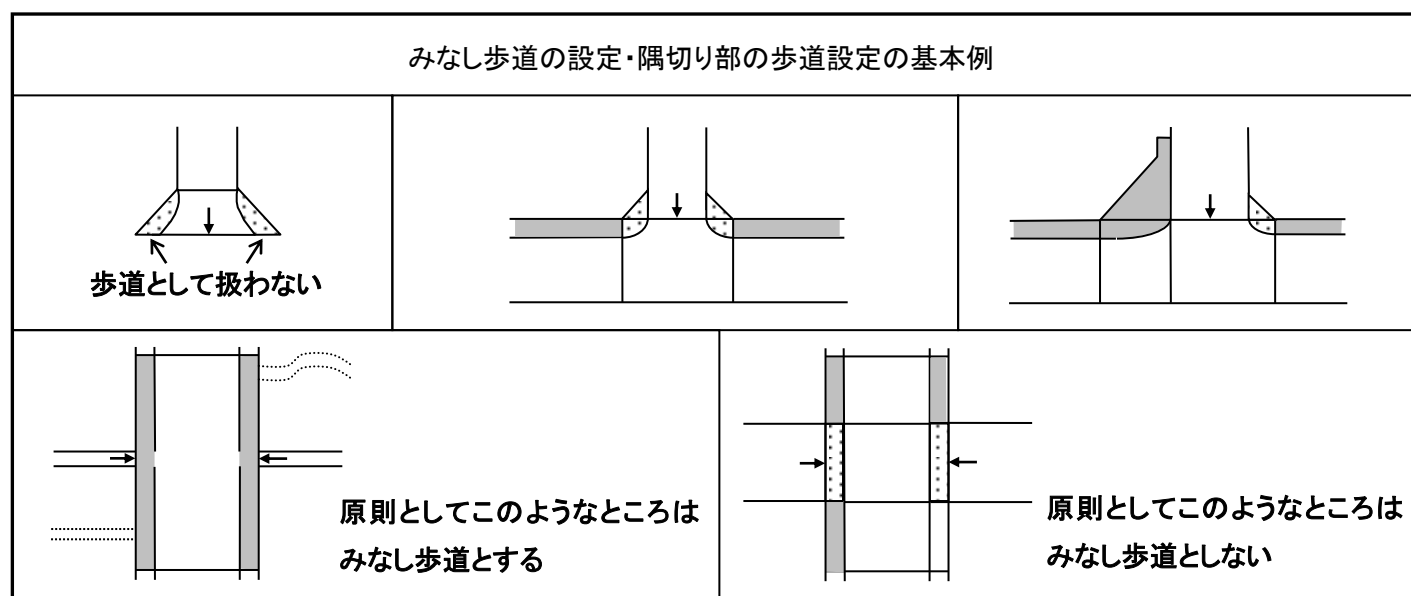
整形の基本例		不整形の基本例	
			
			
			

不整形区間の実例			
			
			
			

29) 歩道・中央帯を有する道路の区間設定



30) みなし歩道の設定

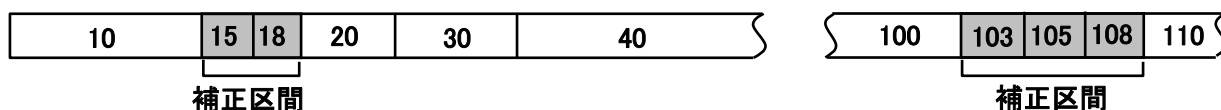


31) 区間番号の設定

1. 区間番号は起点方より終点方に向かって振る。
2. 区間番号は 10 より始まり、10 間隔 (10, 20, 30, . . . 100, 110, 120, . . . のよう) に振る。
(新規の場合)



3. 補正時に新たに区間を設定する時は、従前の区間を細分化する。



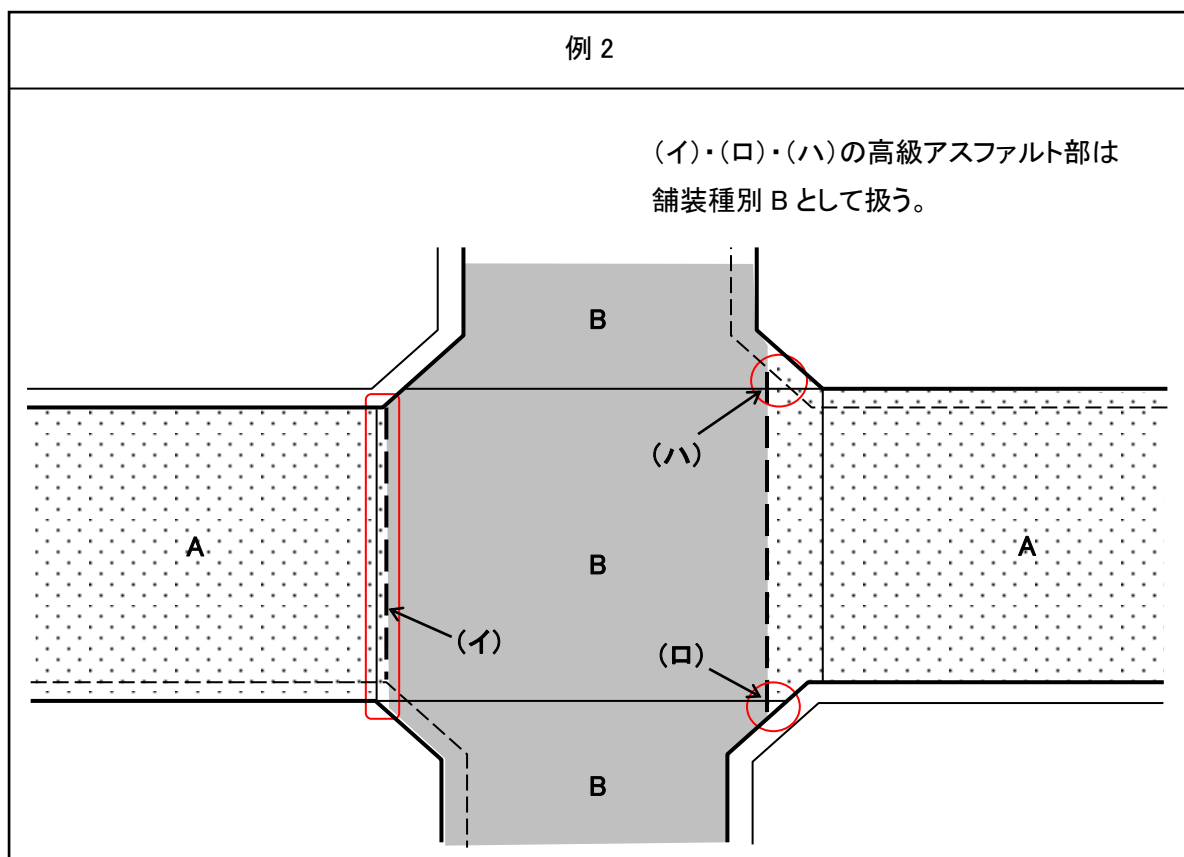
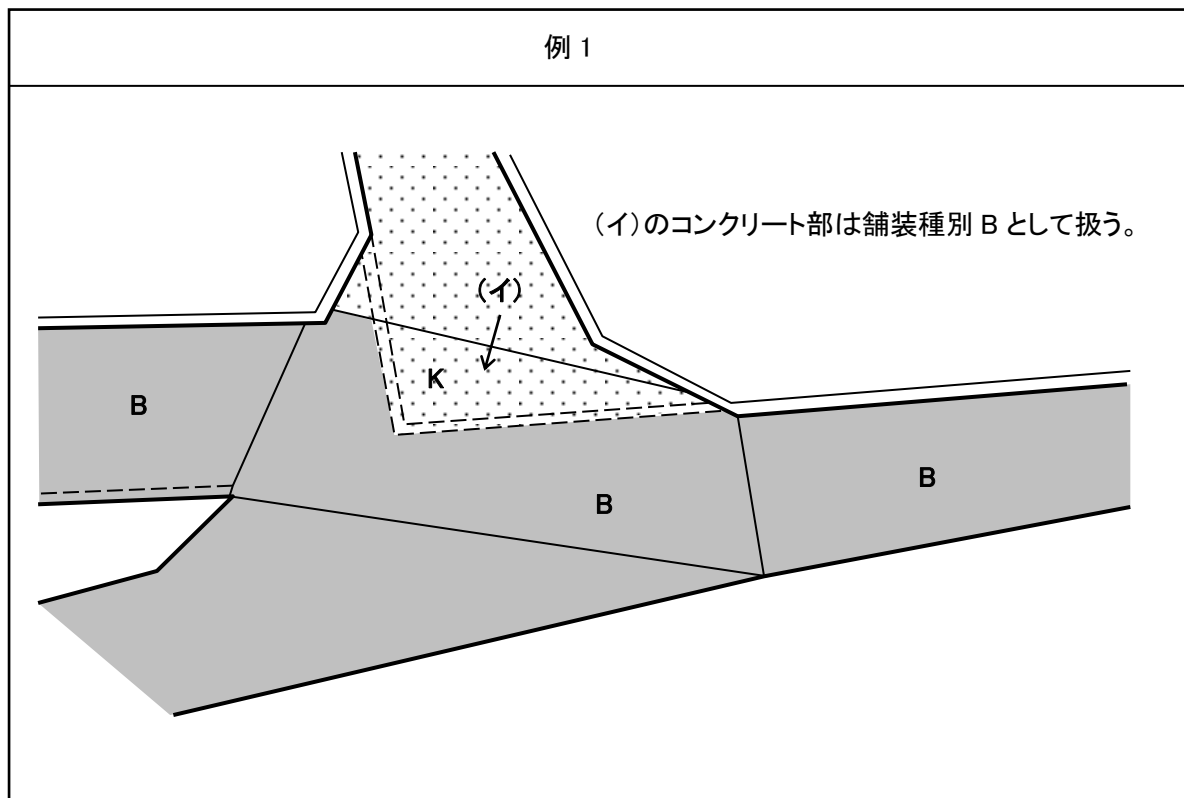
32) 区間延長の測定

区間延長の測定の基本例			
			状況により a, b 使い分け
	状況により a, b 使い分け		

33) 歩道延長の測定

歩道延長の測定の基本例			

34) 舗装種別の特殊な判定



35)施設台帳

構造物の地上写真撮影方法			
撮影対象物	必要枚数	撮影方向	
橋梁	2	1:起点方向から終点方向に向かって	2:上流より下流に向かって
鉄道との交差(平面)	2	1:起点方向から終点方向に向かって	2:上り方向から側面
鉄道との交差(跨線)	2	1:起点方向から終点方向に向かって	2:上り方向から側面
鉄道との交差(跨道)	2	1:起点側出入口	2:終点側出入口
トンネル	2	1:起点側出入口	2:終点側出入口
他の道路との交差	2	1:起点側出入口	2:終点側出入口
スノーシェッド	2	1:起点側出入口	2:終点側出入口
横断歩道橋	2	1:起点方向から終点方向に向かって	2:起点方向左手側から
地下横断歩道	2	1:起点左手側の出入口	2:通路内から起点左手側に向かって

2. 道路台帳補正更新測量基準

2-1 道路台帳の補正更新測量

1) 航測法

① 空中写真撮影

空中写真撮影とは、測量用空中写真を撮影する作業をいい、後続作業に必要な写真処理まで含むものとする。空中写真の撮影縮尺は1/500 地区については撮影縮尺 1/4000 以上(デジタル撮影の場合は地上解像度 10cm 以上)とし、1/1000 地区については撮影縮尺 1/8000 以上(デジタル撮影の場合は地上解像度 16cm 以上)とする。撮影写真の隣接間の重複度(オーバーラップ)は 60 パーセント以上、撮影コース間の重複度(サイドラップ)は 30 パーセント以上を標準とする。

また、空中写真撮影航空機(カメラ)への GPS/IMU(慣性計測装置)の搭載により、従来の空中写真測量に比べ、対空標識設置や基準点測量等の地上測量工程が大幅に軽減できるため、これを推奨する。

※その他詳細項目については「長野市公共測量作業規程」に準ずる。

※既存撮影成果を利用する場合は、公共測量作業規程に則った測量成果であることと、測量成果の精度が公共測量作業規程の基準を満たしていることを確認できた場合に限り、その既存撮影成果を使用できるものとする。

② 現地調査

空中写真から地形・地物を判読し、図化機により機械的に地形・地物を描画するが、写真に写らないもの(例えば行政界、行政名、官公庁、公共建築物の名称および陰影部)や、写っていても種類の不明な地物構造物(道路の形状、幅員、附属工作物、地下埋設物の地上構造物等)については、現地にてオフセット法により調査、測距を実施する。

③ 修正数値図化

修正数値図化とは、撮影成果を編集装置(図化機)にセットし、現地調査成果を参照しながら、補正箇所の修正済みDM データを作成する作業をいう。

④ 修正数値編集

修正数値編集とは、新たに取得した修正済みDM データをベースに、現地調査成果である図面や写真を参照しながら、既存の道路台帳要素データの更新を行う作業をいう。更新には、専用のツール群を備えた地理情報システムソフトウェアを用いる。

2)実測法

①基準点測量

基準点測量は、基本地図データ作成等の数値地形測量(TS 点設置)の上位基準点を設定し、併せて道路区域確定測量等の基準とすることを目的とする。

国家三角点(基本基準点)及び長野市公共基準点を与点として、TS またはGPS 測量機等を用い長野市公共測量作業規程に準拠し作業を行うものとする。

②地形測量

◆TS を用いる測量

TS 地形測量は、基準点測量で設置されたTS 点を使用して、地形・地物を測定する。

◆MMS(モバイルマッピングシステム)を用いる測量

3 次元レーザ計測機とデジタルカメラによって、道路および周辺の 3 次元座標データと連続映像を取得する車両搭載型計測装置を用いる。

③編集

地形測量の結果得られた座標データもしくは点群データを結線し、現地調査結果に基づいて図式分類コードを与えることで、補正箇所の修正済みDM データを作成する作業をいう。

④修正数値編集

修正数値編集とは、新たに取得した修正済みDM データをベースに、現地調査成果である図面や写真を参照しながら、既存の道路台帳要素データの更新を行う作業をいう。更新には、専用のツール群を備えた地理情報システムソフトウェアを用いる。

3) 1/500 地区と 1/1,000 地区

① 1/500 地区

◆図化範囲は道路敷(法面を含む)とする。

② 1/1,000 地区

◆図化範囲は道路敷(法面を含む)とする。

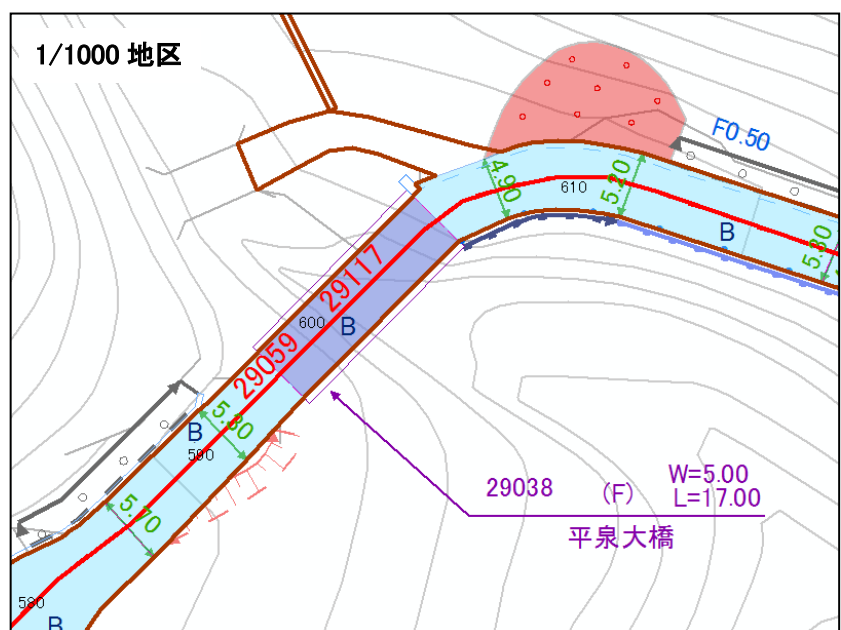
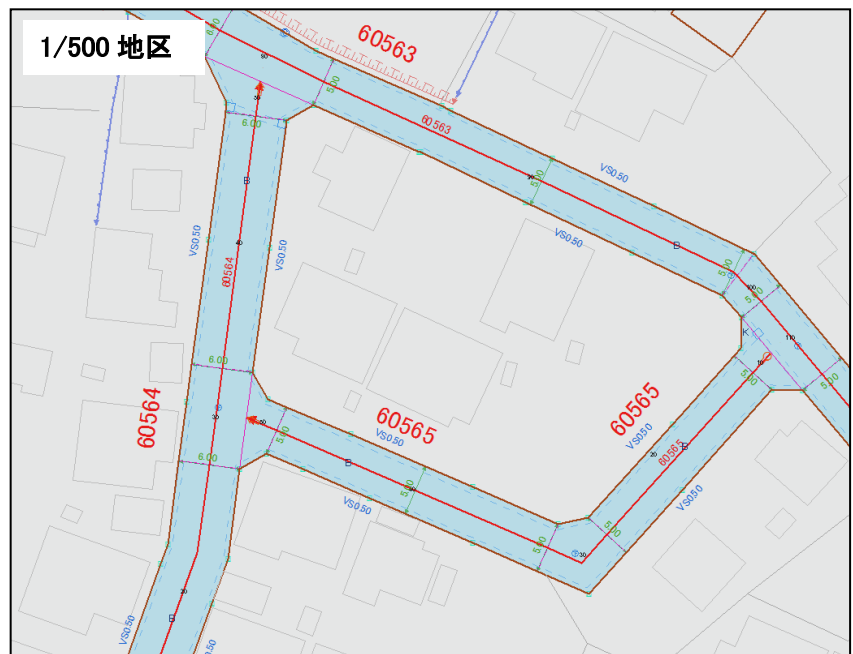
※ただし、取得項目(地形及び道路台帳要素)については、「道路台帳要素入力マニュアル」に準拠。

※道路台帳要素入力イメージ

— …共用空間道路骨格データ

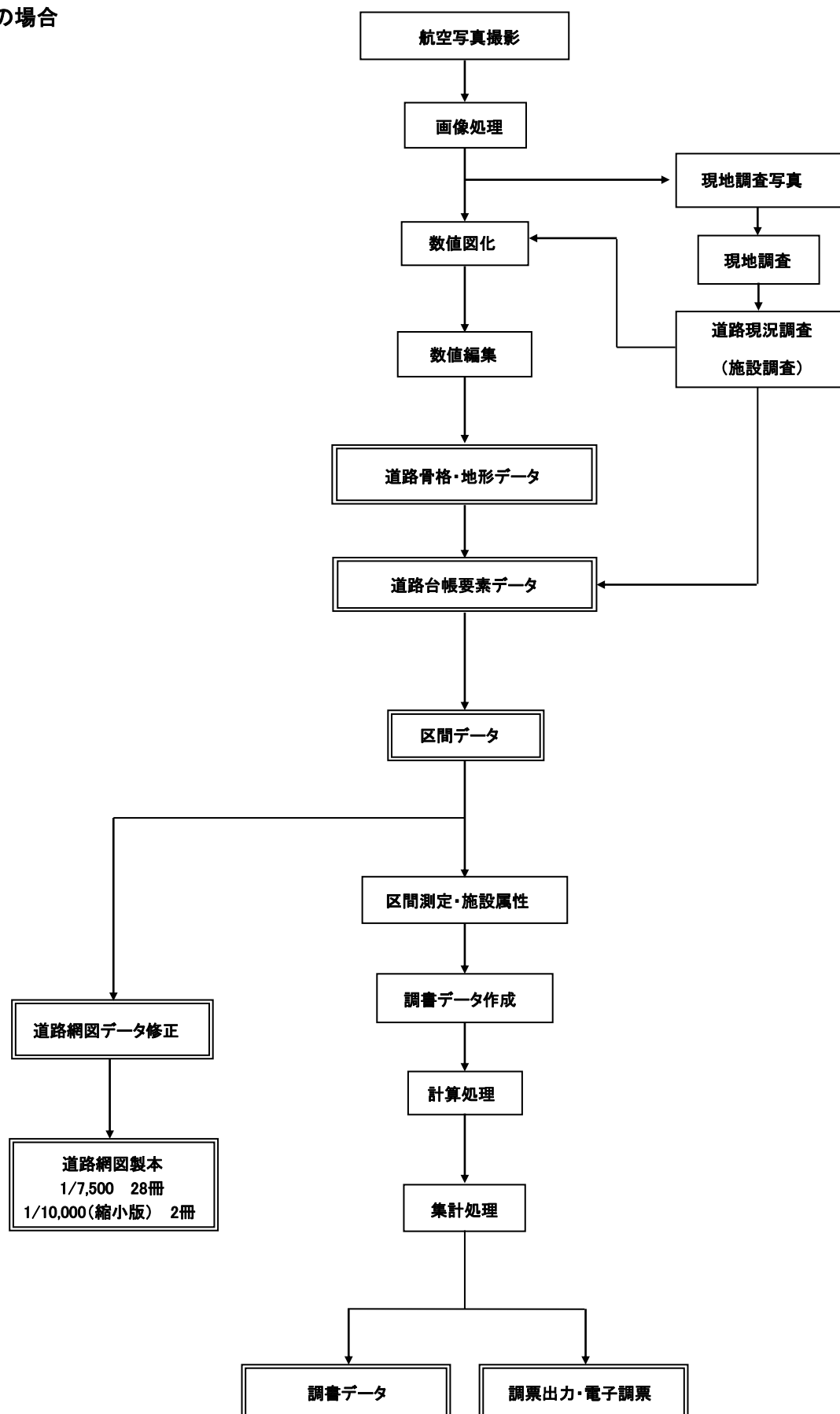
— …1/2,500 共用空間データ

その他…道路台帳要素

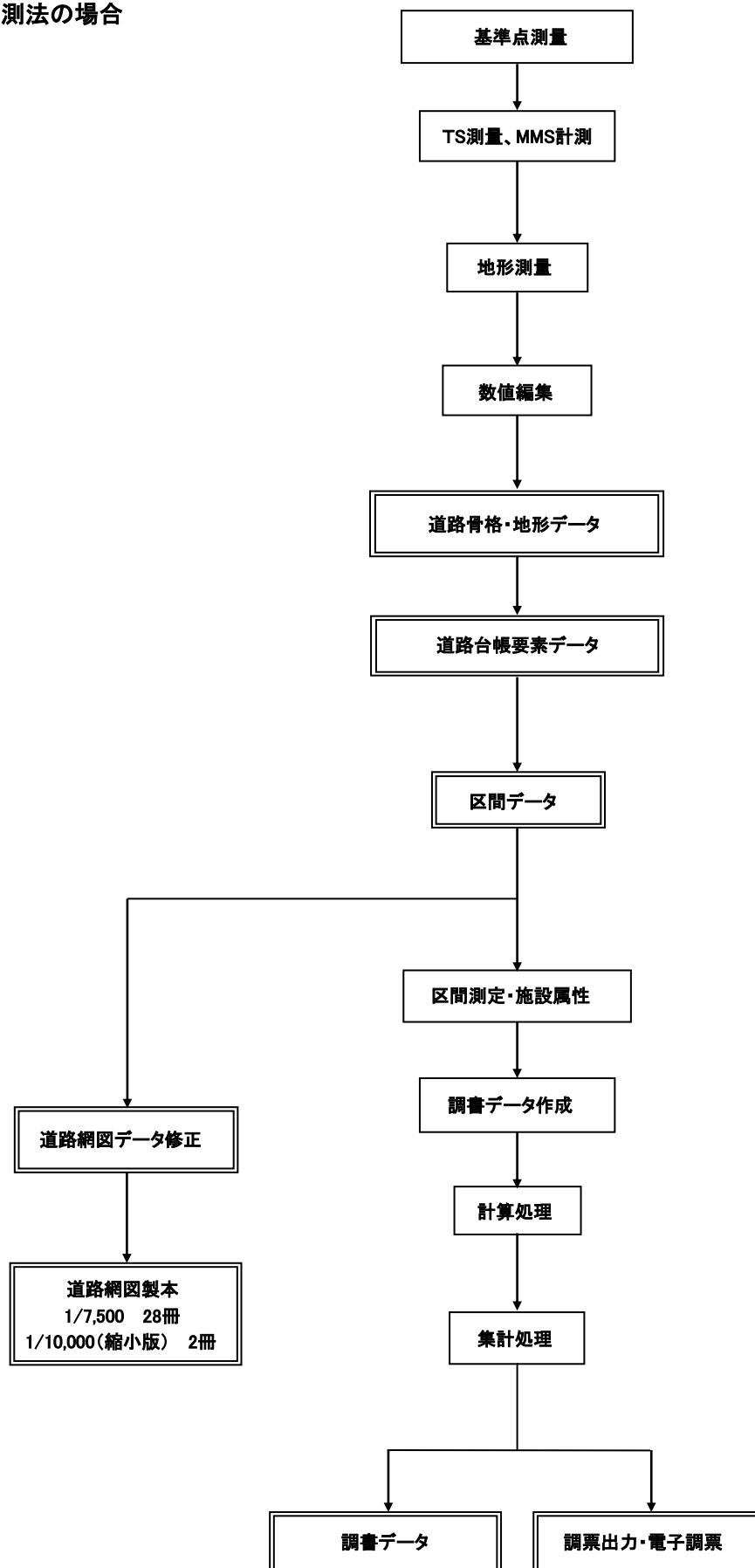


2-2 道路台補正更新測量の作業フロー

1) 航測法の場合



2)実測法の場合



道路台帳要素取得基準

◆データの取得基準は「長野市共用空間データ製品仕様書」に準拠

2-3 マスター一覧

マスター名	説明
路線マスター	路線毎の情報を有する
区間マスター	路線の区間単位毎の情報を有する
橋梁マスター	橋梁毎の情報を有する
踏切マスター	鉄道との交差毎の情報を有する
トンネルマスター	トンネル毎の情報を有する
道路交差マスター	他の道路との交差毎の情報を有する
スノーシェッドマスター	スノーシェッド毎の情報を有する
横断歩道橋マスター	横断歩道橋毎の情報を有する
地下横断歩道マスター	地下横断歩道毎の情報を有する

2-4 道路台帳調書データのコード種別

1) 共通

①更新フラグ

種別	コード
削除	1
更新	3
新規	4

2) 区間マスター

①道路種別(等級)

種別	コード
市道1級	6
市道2級	7
市道その他	8

②専用道路区分

種別	コード
自転車歩行者専用道路	1
自転車専用道路	2
歩行者専用道路	3

③供用・重用区分

種別	コード
供用区間	0
未供用区間	1
重用区間	3
農道外道路	4

④区間種別

種別	コード
道路	0
永久橋	1
木橋	2
石橋	3
混合橋	4
トンネル	5
踏切	6
スノーシェッド	7
ロックシェッド	8

⑤改良・未改良区分

種別	コード
改良	0
未改良・交通可能	1
未改良・交通不能	2

⑥現況(交通制限)区分

種別	コード
通行制限なし	0
自動車交通不能	1
高さ・巾制限	2
重量制限	3

⑦路面区分

種別		コード
未舗装道	G	1
コンクリート	K	2
高級アスファルト	A	3
簡易アスファルト	B	4
木	E	5
石	E	6
その他	E	7
カラーコンクリート	C	8
インターロッキングブロック	IB	8
コンクリート平板	P	9

*木は簡易アスファルトで集計

*石はコンクリートまたは簡易アスファルトで集計

*その他は簡易アスファルトで集計

⑧鉄道との交差

種別			コード
立体交差	跨線	民鉄	1
〃	〃	専用鉄道	2
〃	跨道	民鉄	3
〃	〃	専用鉄道	4
平面交差		民鉄	5
〃		専用鉄道	6

⑨道路交差

種別	コード
立体交差（他の道が下）	1
〃（他の道が上）	2

⑩横断歩道橋

種別	コード
階段式	1
スロープ式	2
押上げ式	3
階段・スロープ併用式	4

⑪地下横断歩道

種別	コード
階段式	5
スロープ式	6
押上げ式	7
階段・スロープ併用式	8

⑫構造物の継続判別

種別	コード
継続なし	0
継続あり	1

⑬構造物の箇所判別

種別	コード
自地域内	1
市区町村界	2

⑭車道分類

種別	コード
1・2・3 以外	0
車道に登板車線を含む	1
車道に駐停車帯を含む	2
4 車線以上の場合	3

⑮歩道種別

種別	コード
歩道	1
歩道+自転車道	2
自転車歩行者道	3
歩道等(分離)	4

⑯歩道植栽施設

種別	コード
列状	1
帯状	2

⑰歩道形状区分

種別		コード
歩道	マウンドアップ	1
	ブロック(駒止)	2
	ガードレール	3
	ガードフェンス	10
	ガードパイプ	11
	その他	4
歩道分離	マウンドアップ	5
	ブロック(駒止)	6
	ガードレール (ロープ、パイプ、フェンス含む)	7
	その他	8

⑱中央帯形状

種別	コード
マウンドアップ	1
チャッターバー	2
その他	3

⑲中央帯植樹施設

種別	コード
なし	0
あり	1

⑳安全施設

種別	コード
ガードレール	1
ガードフェンス	2
ガードロープ	3
ガードパイプ	4
ガードポール	5

3) 橋梁マスター

① 橋梁種別

種別	コード
橋	1
	2
	3
高架橋	4
栈道橋	5

② 橋梁路面位置

種別	コード
上路橋	1
中路橋	2
下路橋	3
二層橋	4

③ 一般有料区分

種別	コード
一般(無料)橋	1
有料橋	2

④ 現況

種別	コード
自動車交通不能	1
通行制限あり	2
通行制限なし	3

⑤ 永久非永久区分

種別	コード
永久橋	1
石橋	2
木橋	3
混合橋(非永久)	4

⑥路面区分

種別	記号 1	記号 2	コード
未舗装道	G	G	1
コンクリート	K	K	2
高級アスファルト	A	A	3
簡易アスファルト	B	B	4
木	E	W	5
石	E	S	6
その他	E	E	7
カラーコンクリート	C	C	8
コンクリート平板	P	P	9
インターロッキングブロック	IB	IB	10
カラーアスファルト	CA	CA	11
金属	E	F	12

調書と要素は[記号 1]で対応、橋梁台帳の平面図は[記号 2]で対応する。

⑦道路種別

種別	コード
高速自動車国道	1
一般国道 指定区間	2
一般国道 指定区間外	3
主要地方道	4
一般都道府県道	5
市町村道 1 級	6
市町村道 2 級	7
市町村道 その他	8

⑧荷重制限

種別	コード
A活荷重	1
B活荷重	2

⑨橋梁上部工〔床版材料〕

種別	コード
鋼系	1
コンクリート系	2
その他	3

⑩橋梁上部工〔構造形式〕

種別		コード
(大分類)	(小分類)	
床版橋		10
桁橋		20
	I 桁	21
	I 桁(合成)	22
	H 桁	23
	H 桁(合成)	24
	箱桁	25
	箱桁(合成)	26
	T 桁	27
トラス橋		30
アーチ橋		40
	アーチ	41
	ランガー	42
	ローゼ	43
ラーメン橋		50
斜張橋		60
	I 桁	61
	箱桁	62
	トラス	63
吊橋		70
	I 桁	71
	箱桁	72
	トラス	73
溝橋(カルバート)		80

⑪橋梁上部工〔使用材料〕

種別	コード	記号
鋼橋	1	F
RC 橋	2	C
PC 橋	3	C
石橋	4	S
木橋	5	W
鋼と RC(PC) 橋との混合橋	6	CF
その他	7	E

⑫橋梁下部工〔基礎〕

種別	コード
直接基礎	1
オープンケーソン	2
ニューマチックケーソン	3
場所打ちぐい(深礎を含む)	4
既成鋼ぐい	5
既成 RC ぐい	6
既成 PC ぐい	7
木ぐい	8
不明	9

⑬交差対象

種別	コード
河川	1
道路	2
鉄道	3
河川・道路	4
河川・鉄道	5
道路・鉄道	6
河・道・鉄	7
その他	8

⑭他域橋梁

地方公共団体コード
道路種別
路線名
現道・旧道区分
路線分割
橋長

⑮橋梁接続

地方公共団体コード
橋梁種別
橋梁名
分割番号

⑯重要度

種別	コード
A 種の橋(下記以外の橋)	1
B 種の橋 ・高速自動車国道、都市高速道路、指定都市高速道路、本州四国連絡道路、一般国道の橋 ・都道府県道、市町村道のうち、複断面、跨線橋、跨道橋及び地域の防災計画上の位置付け や当該道路の利用状況等から特に重要な橋	2

⑰下部構造分離

種別	コード
分割番号がない場合	1
分割番号を入力している場合で、各分割番号の上部構造を支持する下部構造が同一の場合	1 (車道幅員が最も広いもの) 0 (1 に該当するもの以外すべて) (※車道幅員が同じ場合、分割番号が1 のものは1、それ以外は0)
分割番号を入力している場合で、各分割番号の上部構造を支持する下部構造が分離している場合	1 (それぞれに)
分割番号を入力している場合で、橋台のみで、橋脚がない場合	1 (車道幅員が最も広いもの) 0 (1 に該当するもの以外すべて) (※車道幅員が同じ場合、分割番号が1 のものは1、それ以外は0)

⑱緊急輸送道路

種別	コード
第一次緊急輸送道路(区分が無い場合は全て第一次緊急輸送路とする)	1
第二次緊急輸送道路	2
第三次緊急輸送道路	3
都道府県・政令指定都市が定める緊急輸送道路以外の市町村が指定する緊急輸送道路	4
緊急輸送道路の指定無し	5

⑲交差条件

種別	コード
高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路、本州四国連絡道路、指定都市高速道路のいずれかを跨ぐ場合	1
新幹線を跨ぐ場合	2
一般国道指定区間を跨ぐ場合	3
新幹線以外の鉄道を跨ぐ場合	4
1, 3 以外の道路を跨ぐ場合	5
跨ぐ交差施設なし	6

②⑩適用基準

種別	コード
昭和 46 年道路橋耐震設計指針より前の基準	1
昭和 46 年道路橋耐震設計指針	2
昭和 55 年道路橋示方書	3
平成 2 年 道路橋示方書	4
平成 8 年 道路橋示方書 (「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用した場合も含む)	5
平成 14 年道路橋示方書	6
平成 24 年道路橋示方書	7
平成 29 年道路橋示方書	8
不明	9

②⑪耐震補強の状況

種別	コード
昭和 55 年基準相当の対策を実施していない	1
昭和 55 年基準相当のみを満足するための対策を実施中	2
昭和 55 年基準相当の対策は完了しているが、平成 8 年基準相当を満足するための対策は実施していない	3
昭和 55 年基準相当の対策は実施せず、平成 8 年基準相当を満足するための対策を実施中	4
昭和 55 年基準相当の対策は完了しており、平成 8 年基準相当を満足するための対策を実施中	5
平成 8 年基準相当を満足するための対策完了	6
対策不要:適用基準において 5, 6, 7 を選択した場合及び設計基準にかかわらず橋脚がない橋梁の場合(本調査要領における調査便宜上の定義とする)	7
不明	8

4) 踏切マスター

① 交差種別

種別		コード
鉄道交差(踏切)	踏切	1
鉄道交差(跨道)ボックス	ボックスカルバート	2
鉄道交差(跨道)高架下	高架下	3
鉄道交差(跨道)橋梁下	橋梁下	4
鉄道交差(跨道)地下道	地下道	5
鉄道交差(跨道)その他	その他	6
鉄道交差(跨線)橋梁	跨線橋	7
鉄道交差(跨線)その他	その他	8

② 交差方式

種別	コード
平面	1
跨線	2
跨道	3

③ 専用区分

種別	コード
自転車歩行者専用	1
自転車専用	2
歩行者専用	3
制限なし	9

④ 独立専用自歩道

種別	コード
自転車歩行者専用道路	1
自転車専用道路	2
歩行者専用道路	3
指定なし	9

⑤ 単複区分

種別	コード
単線	1
単線以外	2

⑥鉄道線名コード

種別	コード 1	コード 2
長野線	380	1
しなの鉄道線	469	1
北しなの線	469	2
篠ノ井線	120	66
信越本線	120	250
飯山線	120	252
北陸新幹線	120	993

⑦鉄道事業者名コード

種別	コード
東日本旅客鉄道(JR 東日本)	120
長野電鉄(株)	380
しなの鉄道(株)	469

⑧踏切道種別

種別	コード
第一種 踏切道	1
第二種 踏切道	2
第三種 踏切道	3
第四種 踏切道	4

⑨警報遮断器

種別	コード
警報機・遮断機あり	1
遮断機あり	2
警報機あり	3
なし	9

⑩見通し距離

種別	コード
50m 未満	1
100m 未満	2
150m 未満	3
200m 未満	4
250m 未満	5
300m 未満	6
300m 以上	7

⑪照明施設

種別	コード
照明施設なし	1
ナトリウム灯	2
蛍光灯	3
水銀灯	4
その他	5
各種併用	6
LED	7

⑫通報装置

種別	コード
通報装置なし	1
押ボタン式通報装置	2
非常電話	3
自動通報装置	4
2と3を併設	5
2と4を併設	6
3と4を併設	7
2と3と4を併設	8

⑬非常警報装置

種別	コード
非常警報装置なし	1
警報表示板	2
点滅灯(警告灯)	3
音信号発生器	4
2と3を併設	5
2と4を併設	6
3と4を併設	7
2と3と4を併設	8

⑭消火設備

種別	コード
消火設備なし	1
消火器	2
消火栓	3
2と3を併設	4

⑮歩道等施設

種別	コード
歩車道区分なし	1
平面交差で歩車道分離	2
横断歩道橋階段式	3
横断歩道橋スロープ式	4
横断歩道橋押上げ式	5
横断歩道橋階段スロープ併用式	6
地下横断歩道階段式	7
地下横断歩道スロープ式	8
地下横断歩道押上げ式	9
地下横断歩道階段スロープ併用式	10
歩道等のみ平面交差	11

⑯標識

種別	コード
車両通行止め	3020
車両進入禁止	3030
二輪以外の自動車通行止め	3040
大型貨物自動車等通行止め	3050
大型乗用自動車等通行止め	3060
大型自動車等通行止め	3061
車両(組合せ)通行止め	3100
駐車禁止	3160
重量制限	3200
最大幅 1.5m	3220
最大幅 1.7m	3221
最大幅 1.8m	3222
最大幅 2.3m	3223
最大幅 3.0m	3224
最高速度	3230
自転車及び歩行者専用	3253
歩行者専用	3254
一時停止	3300
なし	9999

⑰車止め

種別	コード
あり	1
なし	9

⑱側溝

種別	コード
素掘	1
U 型蓋無	2
U 型蓋有	3
VS 側溝	4
L 型側溝	5
なし	9

⑲その他設備

種別	コード
その他設備なし	1
自動水噴霧装置	2
避難及び誘導設備	3
非常用電源設備	4
2 と 3 を併設	5
2 と 4 を併設	6
3 と 4 を併設	7
2 と 3 と 4 を併設	8

⑳路面区分

種別	コード
未舗装道	1
コンクリート系	2
アスファルト系	3
木系	4
石系	5
その他	6

5)トンネルマスター

①一般有料区分

種別	コード
一般(無料)トンネル	1
有料トンネル	2

②現況

種別	コード
自動車交通不能	1
通行制限あり	2
通行制限なし	3

③トンネル分類

種別	コード
陸上トンネル 掘進工法	1
〃 開削工法	2
〃 その他	3
水底トンネル 掘進工法	4
〃 沈埋工法	5
〃 開削工法	6
〃 その他	7

④壁面区分

種別	コード
内装なし 素掘	1
内装なし 吹付	2
内装なし 覆工	3
内装あり ブロック張工法	4
内装あり パネル張工法	5
内装あり タイル張工法	6
内装あり その他	7

⑤拱

種別 1	種別 2	コード
アーチ掘進	アーチ型	1
アーチ開削	アーチ型	2
ボックス掘進	ボックス型	3
ボックス開削	ボックス型	4
その他	その他	5

⑥換気施設

種別	コード
機械換気施設なし	1
機械換気 縦流式 噴流式	2
〃 立坑式	3
〃 その他	4
機械換気 半横流式	5
〃 横流式	6
〃 その他	7

⑦照明施設

種別	コード
照明施設なし	1
ナトリウム灯	2
蛍光灯	3
水銀灯	4
その他	5
各種併用	6
LED	7

⑧通報装置

種別	コード
通報装置なし	1
押ボタン式通報装置	2
非常電話	3
自動通報装置	4
2 と 3 を併設	5
2 と 4 を併設	6
3 と 4 を併設	7
2 と 3 と 4 を併設	8

⑨側溝

種別	コード
素掘	1
U 型蓋無	2
U 型蓋有	3
VS 側溝	4
L 型側溝	5
なし	9

⑩非常警報装置

種別	コード
非常警報装置なし	1
警報表示板	2
点滅灯(警告灯)	3
音信号発生器	4
2 と 3 を併設	5
2 と 4 を併設	6
3 と 4 を併設	7
2 と 3 と 4 を併設	8

⑪消火設備

種別	コード
消火設備なし	1
消火器	2
消火栓	3
2 と 3 を併設	4

⑫その他設備

種別	コード
その他設備なし	1
自動水噴霧装置	2
避難及び誘導設備	3
非常用電源設備	4
2 と 3 を併設	5
2 と 4 を併設	6
3 と 4 を併設	7
2 と 3 と 4 を併設	8

⑬路面区分

種別	コード
未舗装道	1
セメント系	2
アスファルト系	3

6)道路交差マスター

①交差種別

種別	コード
道路交差 ボックス	1
道路交差 高架下	2
道路交差 橋梁下	3
道路交差 地下道	4
道路交差 その他	5

②交差路線種別

種別	コード
高速道路	1
国道	2
主要地方道	3
県道	4
市道	5
農道	6
林道	7
私道	8
その他	9

③照明施設

種別	コード
照明施設なし	1
ナトリウム灯	2
蛍光灯	3
水銀灯	4
その他	5
各種併用	6
LED	7

④側溝

種別	コード
素掘	1
U 型蓋無	2
U 型蓋有	3
VS 側溝	4
L 型側溝	5
なし	9

⑤通報装置

種別	コード
通報装置なし	1
押ボタン式通報装置	2
非常電話	3
自動通報装置	4
2 と 3 を併設	5
2 と 4 を併設	6
3 と 4 を併設	7
2 と 3 と 4 を併設	8

⑥非常警報装置

種別	コード
非常警報装置なし	1
警報表示板	2
点滅灯(警告灯)	3
音信号発生器	4
2 と 3 を併設	5
2 と 4 を併設	6
3 と 4 を併設	7
2 と 3 と 4 を併設	8

⑦消火設備

種別	コード
消火設備なし	1
消火器	2
消火栓	3
2 と 3 を併設	4

⑧路面区分

種別	コード
未舗装道	1
コンクリート系	2
アスファルト系	3
木系	4
石系	5
その他	6

⑨車止め

種別	コード
あり	1
なし	9

⑩標識

種別	コード
車両通行止め	3020
車両進入禁止	3030
二輪以外の自動車通行止め	3040
大型貨物自動車等通行止め	3050
大型乗用自動車等通行止め	3060
大型自動車等通行止め	3061
車両(組合せ)通行止め	3100
駐車禁止	3160
重量制限	3200
最大幅 1.5m	3220
最大幅 1.7m	3221
最大幅 1.8m	3222
最大幅 2.3m	3223
最大幅 3.0m	3224
最高速度	3230
自転車及び歩行者専用	3253
歩行者専用	3254
徐行	3290
一時停止	3300
安全地帯	4080
なし	9999

⑪その他設備

種別	コード
その他設備なし	1
自動水噴霧装置	2
避難及び誘導設備	3
非常用電源設備	4
2と3を併設	5
2と4を併設	6
3と4を併設	7
2と3と4を併設	8

7)スノーシェッドマスター

①シェッド種別

種別	コード
スノーシェッド	1
スノーシェルター	2
ロックシェッド	3

②その他設備

種別	コード
その他設備なし	1
自動水噴霧装置	2
避難及び誘導設備	3
非常用電源設備	4
2と3を併設	5
2と4を併設	6
3と4を併設	7
2と3と4を併設	8

③安全施設

種別	コード
ガードレール	1
ガードロープ	2
なし	9

④一般有料区分

種別	コード
一般(無料)	1
有料	2

⑤換気施設

種別	コード
機械換気施設なし	1
機械換気 縦流式 噴流式	2
〃 立坑式	3
〃 その他	4
機械換気 半横流式	5
〃 横流式	6
〃 その他	7

⑥現況

種別	コード
自動車交通不能	1
通行制限あり	2
通行制限なし	3

⑦構造形式

種別	コード
鋼製・逆 L 式シェッド	3
鋼製・逆 L 方杖式シェッド	4
鋼製・アーチ式シェルター	8

⑧消火設備

種別	コード
消火設備なし	1
消火器	2
消火栓	3
2 と 3 を併設	4

⑨照明施設

種別	コード
照明施設なし	1
ナトリウム灯	2
蛍光灯	3
水銀灯	4
その他	5
各種併用	6
LED	7

⑩側溝

種別	コード
素掘	1
U 型蓋無	2
U 型蓋有	3
VS 側溝	4
L 型側溝	5
なし	9

⑪通報装置

種別	コード
通報装置なし	1
押ボタン式通報装置	2
非常電話	3
自動通報装置	4
2 と 3 を併設	5
2 と 4 を併設	6
3 と 4 を併設	7
2 と 3 と 4 を併設	8

⑫非常警報装置

種別	コード
非常警報装置なし	1
警報表示板	2
点滅灯(警告灯)	3
音信号発生器	4
2 と 3 を併設	5
2 と 4 を併設	6
3 と 4 を併設	7
2 と 3 と 4 を併設	8

⑬標識

種別	コード
車両通行止め	3020
車両進入禁止	3030
二輪以外の自動車通行止め	3040
大型貨物自動車等通行止め	3050
大型乗用自動車等通行止め	3060
大型自動車等通行止め	3061
車両(組合せ)通行止め	3100
駐車禁止	3160
重量制限	3200
最大幅 1.5m	3220
最大幅 1.7m	3221
最大幅 1.8m	3222
最大幅 2.3m	3223
最大幅 3.0m	3224
最高速度	3230
自転車及び歩行者専用	3253
歩行者専用	3254
徐行	3290
一時停止	3300
安全地帯	4080
なし	9999

⑭路面区分

種別	コード
未舗装道	1
セメント系	2
アスファルト系	3

8)横断歩道橋マスター

①橋種

種別	コード
鋼I桁	1
鋼ラーメン橋	2

②施設形式

種別	コード
階段式	1
スロープ式	2
押上げ式	3
階段・スロープ併用式	4

③車止め

種別	コード
あり	1
なし	9

④消火設備

種別	コード
消火設備なし	1
消火器	2
消火栓	3
2と3を併設	4

⑤照明施設

種別	コード
照明施設なし	1
ナトリウム灯	2
蛍光灯	3
水銀灯	4
その他	5
各種併用	6
LED	7
LED(足元灯)	8

⑥側溝

種別	コード
素掘	1
U型蓋無	2
U型蓋有	3
VS側溝	4
L型側溝	5
なし	9

⑦通行種別

種別	コード
自転車・人	1
人	2

⑧標識

種別	コード
車両通行止め	3020
車両進入禁止	3030
二輪以外の自動車通行止め	3040
大型貨物自動車等通行止め	3050
大型乗用自動車等通行止め	3060
大型自動車等通行止め	3061
車両(組合せ)通行止め	3100
駐車禁止	3160
重量制限	3200
最大幅 1.5m	3220
最大幅 1.7m	3221
最大幅 1.8m	3222
最大幅 2.3m	3223
最大幅 3.0m	3224
最高速度	3230
自転車及び歩行者専用	3253
歩行者専用	3254
徐行	3290
一時停止	3300
安全地帯	4080
なし	9999

⑨歩道橋種別

種別	コード
跨線橋	1
歩道橋	2
自歩道橋	3
自由通路	4
ペDESTリアンデッキ	5

⑩路面舗装

種別	コード
アスファルトブロック	1
ゴムチップ	2
コンクリート	3
コンクリート平板	4

9)地下横断歩道マスター

①その他設備

種別	コード
その他設備なし	1
自動水噴霧装置	2
避難及び誘導設備	3
非常用電源設備	4
2と3を併設	5
2と4を併設	6
3と4を併設	7
2と3と4を併設	8

②工法

種別	コード
掘進工法	1
開削工法	2
その他	3

③施設形式

種別	コード
階段式	5
スロープ式	6
押上げ式	7
階段・スロープ併用式	8

④車止め

種別	コード
あり	1
なし	9

⑤消火設備

種別	コード
消火設備なし	1
消火器	2
消火栓	3
2 と 3 を併設	4

⑥照明施設

種別	コード
照明施設なし	1
ナトリウム灯	2
蛍光灯	3
水銀灯	4
その他	5
各種併用	6
LED	7

⑦側溝

種別	コード
素掘	1
U 型蓋無	2
U 型蓋有	3
VS 側溝	4
L 型側溝	5
なし	9

⑧地下道種別

種別	コード
地下道	1
地下横断歩道	2
地下連絡路	3

⑨通行種別

種別	コード
自転車・人	1
人	2

⑩通報装置

種別	コード
通報装置なし	1
押ボタン式通報装置	2
非常電話	3
自動通報装置	4
2 と 3 を併設	5
2 と 4 を併設	6
3 と 4 を併設	7
2 と 3 と 4 を併設	8

⑪非常警報装置

種別	コード
非常警報装置なし	1
警報表示板	2
点滅灯(警告灯)	3
音信号発生器	4
2 と 3 を併設	5
2 と 4 を併設	6
3 と 4 を併設	7
2 と 3 と 4 を併設	8

⑫標識

種別	コード
車両通行止め	3020
車両進入禁止	3030
二輪以外の自動車通行止め	3040
大型貨物自動車等通行止め	3050
大型乗用自動車等通行止め	3060
大型自動車等通行止め	3061
車両(組合せ)通行止め	3100
駐車禁止	3160
重量制限	3200
最大幅 1.5m	3220
最大幅 1.7m	3221
最大幅 1.8m	3222
最大幅 2.3m	3223
最大幅 3.0m	3224
最高速度	3230
自転車及び歩行者専用	3253
歩行者専用	3254
徐行	3290
一時停止	3300
安全地帯	4080
なし	9999

⑬壁面区分

種別	コード
内装なし 素掘	1
内装なし 吹付	2
内装なし 覆工	3
内装あり ブロック張工法	4
内装あり パネル張工法	5
内装あり タイル張工法	6
内装あり その他	7

⑭路面区分

種別	コード
未舗装道	1
セメント系	2
アスファルト系	3

